# 1. 平成25年第5回郡上市議会定例会議事日程(第3日)

平成25年12月6日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

# 2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

# 3. 出席議員は次のとおりである。(17名)

1番	山川	直保	2番	田	中	康	久
3番	森	喜 人	4番	田	代	はつ	つ江
5番	兼山	悌 孝	6番	野	田	龍	雄
7番	鷲 見	馨	8番	Щ	田	忠	平
9番	村 瀬	弥治郎	10番	古	Ш	文	雄
11番	清水	正 照	12番	上	田	謙	市
13番	武 藤	忠 樹	14番	尾	村	忠	雄
15番	渡 辺	友 三	16番	清	水	敏	夫
17番	美谷添	生					

# 4. 欠席議員は次のとおりである。(1名)

18番 田中和幸

# 5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日 置 敏	明	副市長	鈴	木	俊	幸
教 育 長	青 木	修	市長公室長	田	中	義	久
総務部長	服部正	光	総務部付部長	武	藤	隆	晴
健康福祉部長	羽田野 博	徳	農林水産部長	野	田	秀	幸
商工観光部長	山 下 正	則	商工観光部付部長	水	野	正	文
建設部長	武 藤 五	郎	環境水道部長	平	澤	克	典
教育次長	細 川 竜	弥	会計管理者	三	島	哲	也
消防長	川島和	美					

郡上市民病院 事務局長猪島 敦 事務局長 藤代 求

郡 上 市 代表監査委員 齋藤仁司

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局 議会事務局長 池 場 康 晴 議会総務課長 丸 井 秀 樹

議会事務局 議会総務課長 河 合 保 隆 補 佐

#### ◎開議の宣告

○議長(清水敏夫君) おはようございます。議員各位には、連日の執務、御苦労さまでございます。 ただいまの出席議員は、16名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の欠席議員は、18番 田中和幸君であります。また、遅参議員は、17番 美谷添生君であります。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますのでお願いをいたします。

(午前 9時30分)

## ◎会議録署名議員の指名

〇議長(清水敏夫君) 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、11番 清水正照君、12番 上田謙市君を指名いたします。

# ◎一般質問

〇議長(清水敏夫君) 日程2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従いましてお願いをいたします。

なお、質問の順序はあらかじめ抽せんで決定しております。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いいたします。答弁につきましては要領よくお答えされますようお願いをいたします。

# ◇上田謙市君

O議長(清水敏夫君) それでは、12番 上田謙市君の質問を許可いたします。

12番 上田謙市君。

**〇12番(上田謙市君)** 皆様、おはようございます。

ただいま議長より発言の許可をいただきました。通告に従いまして一般質問をさせていただきま すので、よろしくお願いをいたします。

まず初めに、現在策定が行われております歴史的風致維持向上計画についてお尋ねをいたします。 現在、郡上市では、良好な市街地の歴史的風致、この歴史的風致というのは、いただいたパンフ レットなどで見ますと、地域で残したいハードとしての建造物とソフトとしての人々の活動を合わ せた概念というのが歴史的風致ということだそうでありますが、この歴史的風致を維持・向上させ、 後世に継承するための歴史まちづくり法、いわゆる歴まち法に基づき、八幡町市街地を重点区域に 設定した「郡上市歴史的風致維持向上計画」の策定作業が進められております。

国への認定申請手続が年明けの1月の上旬に予定されていると聞いていますので、今の時点で一般質問のテーマにすることは時期尚早との思いもありましたけれども、既に計画案は郡上市のホームページで公開をされておりますし、計画案に対する市民の皆さんからの考えや意見は、パブリックコメントの形で募集をされているところでありますので、歴史的風致維持向上計画の内容と実効性について、市民の皆様と一緒に考えさせていただきたい、そのような見地で質問をいたします。よろしくお願いをいたします。

まず初めに、今回、今言いました歴史的風致維持向上計画を策定する意義とその効果、計画推進による市民への利点といいますか、その影響、国の認定見通しはどのようであるか、担当部長である武藤八幡統括にお尋ねをいたします。

○議長(清水敏夫君) 上田謙市君の質問に答弁を求めます。

総務部付部長 武藤隆晴君。

**〇総務部付部長(武藤隆晴君)** それでは、上田議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、この歴史的風致というものですけども、先ほど議員のほうもお話がありましたけども、この定義につきまして少しお話しさせていただきたいと思います。

この歴史的風致というものにつきましては、重要文化財とか国宝とか、そして、この郡上八幡北町では、12月28日に重要伝統的建造物群保存地区というものが指定されておりますけども、この保存すべき、守るべき文化財的価値の高い、そういう建造物があって、また、その周辺にその歴史的環境が整っとるというような場所を守っていくと。さらには、そこで展開されておりますその地域固有の伝統文化、祭りとか、なりわいとか、暮らしとかいうものが、古くからずっと続いておるというものを一体的に捉えて、歴史的風致というふうに考えております。

そして、これの歴まち法でいう、この事業を進める意義でございますけども、日本全国こうした 地域につきましては、どんどん失われつつあると、こうしたものを後世に残していく必要があると いうことで、国のほうでは法整備がされております。

そして、この歴史的風致を守ろうとしますと、1省庁だけではなかなか縦割りの中でできないということで、文化庁、国交省、農水省が連携した3省連携の中で進めるということで、総体的な事業が展開できるというものでございます。

そして、この事業を進めるに当たりましては、主体としては、市町村が進めていくということでございまして、この市町村が進めるに当たりましては、国のほうが直接指導をするということで、この策定につきましても、本省3省協議というのを10回重ねまして、ようやく原案に近いところまで来ております。

そして、意義の中で、こうした3省協議で進めたことを、内容としましては、いろんなことで今

までこの地域のことを十分認識していない部分があるわけですけども、策定する段階で、この地域 にどういう建物があって、どういう重要なものがあって、どういう重要な活動があるということを 地域は認識し、その重要性を確認しながら、さらに地域としてこれからの取り組みにつなげていけ るというような意義があろうかと思います。

そして、この事業を進めるに当たっての効果、市民にとっての利点でございますけども、こうした事業につきましては、国のほうの支援メニューが用意されております。例えば、旧まちづくり交付金事業というものがありますけども、今、都市再生整備計画事業ということですけども、これにつきましては、普通ですと、国のほうの助成は40%ということになっておりますけども、こうした事業展開の中で進める事業につきましては、5%上乗せの45%というような資金的な部分があります。

また、こうしたことを進めていく際に、通常ですと、ハードはハード、ソフトはソフトという事業が非常に多いんですけども、ハード・ソフト一体になって進めれると。また、市のほうが進める事業、そして団体が進める事業、個人の進める事業、こういうものも一体的に進めることができるということで、非常に柔軟な事業展開ができるということが利点として挙げられます。

そして、この歴史的風致維持向上計画に認定ということになりますと、国の認定でございますので、全国各地の非常に風格ある町並みと同列で扱われるということで、このことが交流とか観光とかいう部分にも効果をあらわしてくるんじゃないかなというふうに期待しております。

そして、この事業の認定に向けての見通しでございますけども、先ほど言われましたように、現在、原案ができて、パブリックコメントが11月の5日から12月の2日までやってきました。いよいよ本庁へ本申請を上げるという段階で、1月には上げていきたいなというふうに思っています。

この本申請をしますと、年度内、2月の下旬から3月の上旬ぐらいには認定がおりてくるんじゃないかなというふうに見通しをしておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

# (12番議員挙手)

#### 〇議長(清水敏夫君) 上田謙市君。

○12番(上田謙市君) 私も、ホームページでパブリックコメントをしているというような関係の 計画案をダウンロードできましたんで、プリントして目を通しました。片面印刷ですのであれです が、これぐらい膨大な計画案ということでありまして、全て熟読したわけじゃありませんけれども、 郡上の歴史や伝統文化を知る上でのこの読み物的な興味も湧く計画案の内容でありました。

お聞きしますと、全て協議会に所属する担当の職員の方が手づくりでこの計画案をつくられたというようなことを聞いておりまして、敬意をあらわす次第であります。

次に、この計画案では、昨年指定をされました伝統的建造物群保存地区の周辺地区でも、伝統的

建造物や町並みの維持対策が必要なこと、あるいは郡上おどりや神社の大神楽などの伝統文化の継承には、喫緊に取り組む必要があることなど、この重点区域内の歴史的風致の維持及び向上に関する5つの方針と課題が示されております。

特に伝統的水利用の継承に関する課題では、市街地に整備された水路網は、住民の日常生活の中で大いに活用されていたわけでありますが、時代の変遷とともに、かつてのような利用がされなくなってきていることが指摘をされております。

しかし、家屋が密集する八幡町市街地の水路は、防火・防災対策においても重要な施設でありますので、多くの地区会から、家の前を流れる水路の水量不足を何とかできんか、改善をしてほしいという要望も寄せられているところであります。

吉田川を挟んだ市街地の冬季の除雪は、行政に頼るのではなく、住民が助け合って行っております。そうしたことで水路や側溝に少しでも水が流れていることが、除雪作業にとって有効だということから、改善・改良を求める住民の声には切実なものがあるというふうに受けとめております。

水路の多様な水利用を図るため、水源と水路網の維持という観点に立って、本計画の中でこの重点地区、特に市街地の東部から南部における水路網の水量確保へ向けた対応策と改良事業を講じることはできないか、これも担当部長にお尋ねをいたします。

- 〇議長(清水敏夫君) 総務部付部長 武藤隆晴君。
- ○総務部付部長(武藤隆晴君) 今ほど水路の関係ということで、この歴まちの中でも郡上おどりと 三大神楽と、そして水にかかわる生活というのを人々の活動ということで取り上げております。

この中でこの市街地の水路に関してですけども、これまで非常に水の流れが悪いところの狭隘箇所の改修ですとか、そして水が来る取り入れ口、これが不具合があってなかなか水が流れてこんということで、そうした改修、そして水の流れていないところへの分水というようなことも、長い間をかかって今まで整備をしてきておるという現状がありますけども、この市街地につきましては、今ほど言われましたような水に関する要望はずっと多くあるというのも認識しておるとこでございます。

そうした部分におきまして、分水を繰り返しておって、本来、昔はたくさんあった水路やというところも、本流で少なくなってきておるというのもありますし、そして谷川筋ですと、直接黒いパイプで個人のとこへ引いてみえる方があって、谷川の水が少なくなってきておるという部分もあります。

また、抜本的にこの市街地にさらに水を多く入れようとしますと、吉田川からの水を揚げるというようなこともアイデアとしてはいろいろ聞いておりますけども、水利権の問題とか、いろんなことがありまして、なかなかそれにかかわって手がついておられんという状況ではあります。

この歴まちの中では、こうしたことについての調査研究も進めようとしております。また、一方

で、今年度から始まりました岐阜県の清流の国づくり、この中でも助成事業をいただきながら、現在、市街地の水路、水辺等の現況調査を進めさせていただいています。そして、議員言われましたような除雪の対応とは少し視点が違いますけども、北町の伝統的建造物群保存地区につきましては、防火対策ということで水路のありようについても今調査・検討を進めております。この先、そうした重伝建地区以外の周辺のところにつきましても、それに準じた形で調査研究を入れていきたいというふうに思っております。

こうした一連の調査を踏まえながら、この市街地の水のありようについては、方策を検討して、 それを進めていきたいというふうに考えていますので、よろしくお願いいたします。

(12番議員挙手)

### 〇議長(清水敏夫君) 上田謙市君。

○12番(上田謙市君) この計画案の第6章の3に、歴史的風致の維持向上に関する方針というところでの、水源・水路網の維持と伝統的水利用の継承に関する方針の中で、こういう文言が明記をされております。伝統的水利用の発端は、防火用水や防火水槽としての利用であり、これらの機能の維持修繕を行いながら、水路網の維持と水利用システムの継承を図る。これは私の勝手な解釈であれしますと、今、担当部長が答えられたように、調査研究を続けながら、市民の願いである、住民の願いである水量の確保というようなことも施策に盛り込んでいただきたいなということであります。

一昨日の夜でありましたが、市街地で火災が発生をいたしました。消防本部や消防団の皆さんの 懸命な消火活動で被害が最小限に食いとめられたというふうに思っております。被災をされた方に お見舞いを申し上げるとともに、消火に当たっていただいた方々の御尽力に感謝とお礼を申し上げ る次第であります。

その折も、ちょうど現場の水路がせきとめられて、消火活動の水利として放水が行われたという ようなことでありまして、やっぱり市民からしますと、前に流れておる用水を万が一のときの消火 の水利としたいという願いがありますので、どうか調査研究を進めていただいて、施策に反映され るように願っております。

郡上八幡のキャッチフレーズは「水とおどりと心のふるさと」でありまして、この水が一番最初に来ております。観光客の皆さんもそうでありますが、豊かな水が水路を流れているというのが郡上八幡のイメージでありますので、今、担当部長が言われましたような調査研究を進める中で、方策へと実現することを願っております。

次に、この計画案では、歴史的風致向上施設の整備または管理に関する事業が明確にされまして、 既に本年度から郡上八幡北町伝統的建造物群保存地区修理事業は始まっておりまして、建造物 5 棟 が実施中ということを聞いております。 また、無電柱化事業、電柱をなくするというような事業では、策定された概略計画が該当地区の代表者の皆さんに説明が行われたということも聞いております。

加えて、八幡橋、学校橋でありますが、そのかけかえ事業も地区の皆さんの協力を得ながら順調 に進んでいるということであります。

計画案が国に認定されれば、現在推進されているこうした事業に加えて、27年度からは多岐にわたる各種事業が実施されるということになります。それに伴う多額な予算も必要になると思いますけれども、この事業の実現に向けた取り組みの推進については、日置市長はどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

〇議長(清水敏夫君) 答弁を求めます。

市長日置敏明君。

**〇市長(日置敏明君)** お答えをいたします。

ただいま御質問のありましたこの歴史的まちづくりの推進ということでありますけれども、御指摘のように、これから具体的に進めていく場合に、1つは、多額の費用を要するということがございます。これにつきましては、活用し得る限りのいろんな国の補助制度を十分活用していきたいというふうに思っております。

一例を申し上げますと、都市再生整備計画事業、古くはまちづくり交付金という、まち交と言っていた補助金ですが、こういうものの活用であるとか、あるいは重伝建地区における景観の整備につきましては、文部科学省の補助金等を最大限に活用してまいりたいというふうに思っております。仕事の中身は、郡上市の体制で申し上げますと、建設部の都市住宅課、あるいは教育委員会の社会教育課、あるいは防災のまちづくり等につきましては、総務部の総務課といったようなところが関連をするわけでありまして、まさに国の段階においても、国交省、文化庁、農水省といったようなところが、縦割りということでなくて、連携をして進めていこうというふうにしているわけでございますが、私ども郡上市としても、この推進体制につきましては、現在も八幡統括である武藤部長をプロジェクトリーダーにいたしまして、ただいま申し上げたような社会教育課、都市住宅課あるいは総務部総務課といったような関係する各課の職員をプロジェクトチーム員として充てて推進をしておりますが、今後ともそうした基本的にはプロジェクトチーム方式でこの事業を各課の各部の連携をとりながら進めていきたい、このように思っております。

(12番議員挙手)

# 〇議長(清水敏夫君) 上田謙市君。

○12番(上田謙市君) この計画案に明記してある各種の事業については、現在策定中の新市建設 計画の事業内容にも大きくかかわってくると思っておりますし、既にこうした計画案で具体的な事業が示されたということは、新市建設計画における先づけ的な1つは性格を持った事業であるのか なというようなことを、これも得手勝手かもしれませんが、私はそのように解釈をいたしております。

今、市長が言われましたように、国もこれ3つの省庁にまたがる大きな事業だということでありますので、郡上市の庁内におきましても、関係する部課を横断する形で、どうか推進体制、万全を期していただきたいというふうに願っております。

次に、本計画案の本文と資料編には、国・県・市が指定をした郡上市の文化財の記述があります。 その中の建造物に限って言えば、国の登録有形文化財が23件、県指定の文化財建造物が2件、市が 指定した文化財は24件でありますが、それらの維持管理の状況はどのようなことになっておるのか、 お尋ねをいたします。

そして、市指定建造物の多くは、合併以前の町村が指定をした建造物でありますが、今後はその市の指定を県あるいは国へと文化財指定を格上げする方策は考えられないか、お尋ねをいたします。もう1点は、八幡町市街地の町家づくりと言われる建築工法の建造物は、長年の調査研究の結果、歴史的価値が高い貴重な文化財であると評価をされて、昨年、国の重要伝統的建造物群保存地区に指定されたということであります。

郡上市内には十分な調査が行われていない文化財的な建造物が散在していると、眠っているというようなことを思っておりますが、年々、残念ながら空き家になり、解体される傾向にあります。 歴史的風致維持の見地から、そうした建造物への今後の保護・保存対策をどのように考えておられるのか、教育長にお尋ねをいたします。

O議長(清水敏夫君) 答弁を求めます。

教育長 青木修君。

○教育長(青木 修君) それでは、文化財の維持管理の状況と今後の対策についてお答えをします。 御質問の中にありました建造物の件数につきましては、御質問のとおりでございますんで省略を させていただきまして、これまでどのようにして維持管理を進めてきたかということについて、現 在の状況も含めてお答えをしたいと思いますが、国の重要文化財である伝統的建造物群につきまし ては、今年度、4件の5棟、修復を実施中でございます。その補助の対象経費につきましては約 1,900万円となっておりますが、国庫補助を約970万円かけて現在進めておるところでございます。 県の重要文化財の2件につきましては、これは実績はございません。

それから、市の重要文化財24件の中で、ここ数年間で文化財の保護活動として修復等を進めてまいりましたのは、大乗寺さんの山門の門扉、それからもう1件は、高鷲町の薬師堂の屋根のふきかえ等でございます。

過去にもこうした調査を進めてまいりましたけれども、特に、今後保護あるいは保存を進めてい く際に、私たちとして、基本的な方針と、それから具体的な計画ですけれども、1点目としては、 市内にあります登録有形文化財に関しては、文化財保護法に基づいて保存・活用を引き続き実施を していきたいと思っておりますし、県や市の指定文化財につきましては、それぞれ文化財保護の条 例に基づいて保存・活用を進めていきたいと思っております。

御指摘にありましたように、まだ未指定の文化財がたくさんございますし、そういったものについては、重要性とか、あるいは緊急性を考えながら、必要なものからリストに載せていって、順次指定、そして登録に向けた取り組みを進めてまいりたいと思います。

このことにつきまして、先ほども御質問がございましたが、本当に範囲の広い中で、さまざまな特色のある建造物がございます。城下町の特色を持ったものもありますし、また農村、それから信仰などの影響を残したものや、近代化の中で建てられた洋風建築といった、こういったものがございますので、これは、今年度からですが、岐阜県教育委員会が市の教育委員会の協力を得て、近代和風建築総合調査を3カ年の計画でスタートしております。

この調査が、明治から、それから昭和の初期にかけての建造物の悉皆調査ということになります。 この調査によって建造物の保存状況ですとか、あるいは建造物の特徴等につきましては、県内の他 地域の建造物との比較の上で、その特色等が把握できます。

したがって、この調査の結果に基づいて、今後リストに掲載をしていくものですとか、あるいは 登録への取り組みに進めていく、そのための基本的な調査の、いわばその資料になりますので、こ ういったものを生かしながら、今後、特に空き家等もふえておる状況の中で、調査結果を生かして、 順次その歴史的な風致を維持していくためにも、必要なものについては指定の手続を踏まえていき たいというふうに思っております。

### (12番議員挙手)

# 〇議長(清水敏夫君) 上田謙市君。

○12番(上田謙市君) 先日の出来事でありますけれども、下級藩士の長屋住宅でなかろうかと言われておった建造物が解体をされて更地になりました。お聞きするとこによると、担当者の方も、何とか保存してもらえないかというようなことを、所有者と折衝をされたということでありますが、何せやっぱり権利は所有者にあるということで、残念な結果になったかなというようなことを思っております。

そうした意味で言いますと、今、教育長言われたように、悉皆調査で全体のそうしたことが明らかになった末には、どうか空き家対策、今も進めとっていただくわけですけれども、将来の展望を持った空き家対策というようなことで進めていただきたいなというふうに思います。

5番目の質問であります。本計画では、維持向上すべき歴史的風致として、長滝白山神社と長滝の延年、明建神社と七日祭、白山神社と寒水の掛踊、和良の九頭の祭等が紹介されておりますが、 郡上市内にはほかにも残しておきたい多くの歴史的価値が高い文化財があると思われます。 市のホームページには、市内の各地で行われる伝統的な人々の活動と歴史的建造物が一体となって醸し出す歴史的風致が、本計画を推進する上で必要と認められる場合は、状況に応じて計画の見直しを行うものとすると、そうした計画案への本計画への考え方が明記をされております。

これまた私の解釈ですけれども、これは今後の調査研究の結果によっては、郡上市内の重点地区となる条件が整えば、将来この重点地区というものを追加して認定申請をすることもあるのかなというふうに思います。

そこでお尋ねをいたしますが、今回の計画案は、八幡町市街地が重点区域として設定をされた計画でありますけれども、本計画を推進する将来の過程において、さらに次の重点区域を設定申請するということがあるのかどうか、本計画の今後の発展性ということでどのように考えておられるのか、日置市長にお尋ねをいたします。

#### 〇議長(清水敏夫君) 答弁を求めます。

市長日置敏明君。

### 〇市長(日置敏明君) お答えをいたします。

ただいま御指摘のように、今回の歴まちづくりの計画の中で、八幡地区については、これを重点 地区として指定をして、具体的な事業を進めていくということでありますけども、計画の中には、 ただいま御指摘いただきましたような白鳥の長滝白山神社と長滝の延年あるいは大和の明建神社と 七日祭あるいは明宝の白山神社と寒水の掛踊、あるいは和良の九頭の宮祭ということで、それぞれ これを歴史的風致という形で取り上げてはおります。

しかしながら、この重点区域の設定ということにつきましては、これを重点区域に指定するためには要件がございまして、そのまず中心になる歴史上価値の高い建造物というものが必要であると。これは具体的には、国の指定の重要文化財とか重要有形民俗文化財あるいは史跡、名勝等でございます。そして、そういうものを囲む周辺の区域、一定の広がりを持ったところに歴史的価値の高い建造物、そうした建造物と一体となった良好な環境を持つ市街地というか、そういうような広がりが必要であるということと、それからもう一つは、ソフトの面において、歴史と伝統を反映した人々の営み、生活、活動、これは祭りとか芸能とか、いろんな生産活動、なりわいとしての活動等々でございますが、そうしたものが、いわば渾然と一体となった区域であって、そうした歴史的風致の維持向上に課題を持っており、そして、それを対応する必要がある区域というふうに定義をされているということであります。

八幡におきましては、そういう要件を満たしているので、重点区域として今回、計画の中に取り上げたわけでございますが、その他のものにつきましては、確かに、例えば、長滝ですと、いわゆる長滝神社の延年という一つの昔から伝えられてきましたこの延年の舞といいますか、こういうものについては、国指定の無形民俗文化財ということではありますが、残念ながら、あの白山神社等

の建造物等については、文化財的な指定がないということでございます。

また、大和の明建神社と七日祭につきましても、同様に、七日祭は県の指定の無形民俗文化財で ございますし、また東氏の館跡は国の名勝というふうになっておりますが、例えば、明建神社その ものはそういう建造物としての文化財指定というのはないという、建物としての文化財指定はない ということでございます。

また、寒水の掛踊につきましても、県指定の重要無形民俗文化財ではございますが、例えば、白山神社そのものは建造物としての文化財指定はないというようなことでございます。

九頭の宮の、いわゆる戸隠神社の祭りにおきましても、あの祭礼につきましては、市の指定無形 文化財ではございますが、建造物については文化財指定がないというようなことで、重点区域に指 定をするのには、一部現状のままでは要件を欠いているという問題がございまして、これを重点区 域に追加指定をするということについては、ただいま申し上げたような要件をクリアして要件を整 えていく必要があるので、今後のいろいろそうした文化財的なものへの指定の調査とか研究は必要 であると思いますが、現時点においては、直ちにこれを追加指定をするということは難しいので、 いろいろと、当面はやはり八幡を重点区域という形で指定をして事業を進めてまいりたいというふ うに考えているところでございます。

こうした他のものについても、将来そういう要件をクリアできるような条件が整えば、そうした 追加指定の可能性は否定はいたしませんけれども、今直ちには難しいというふうに考えております。 (12番議員挙手)

# 〇議長(清水敏夫君) 上田謙市君。

○12番(上田謙市君) この計画案を読ませてもらいますと、本当に郡上というのは、古代から郡上は一つというような、そうした歴史を刻んできたように思っております。その背景には、それを構成するそれぞれの地域に歴史的な建造物と人々の営みがあるということであります。今、市長が言われたように、重点区域にするには、現在では要件が定まっておらんということでありますけれども、今後の調査研究を進める中で、そうした国の登録なんかへの申請もしていただき、本計画が今後において複数の重点区域が存在しているというようなことを願っております。

もう1点は、教育長さん、また今回も申しわけありません、子どもの読書活動の現状と活動について、前回、時間がなくて割愛をしたわけでありますが、今回、何が何でもと思いましたけれども、ちょっと時間がないようであります。この計画については、5年間のちょうどことしが折り返し地点ということでありますので、機会を捉えてまた質問をさせてもらうということでお許しをいただきたいと思いますけれども、この質問を私が取り上げたのは、残念でしたけれども、「じんじん」というこの映画が企画をされて、私、見たいなと思っとったわけですけども、悪天候のために中止になったと。そこの舞台となった北海道の剣淵町を調べてみますと、本当に大人も子どもも読書と

いうことを通じて成長しているというようなことで、それに見合うこの子ども読書活動推進計画を 郡上市でも推進していただいとるというようなことを思いながら、質問事項を用意したわけであり ますが、申しわけございませんが、5分を切ったということでお許しをいただいて、機会を捉えて また読書計画についてはお尋ねをいたしますので、どうかよろしくお願いをいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(清水敏夫君) 以上で上田謙市君の質問を終了いたします。

#### ◇ 田 代 はつ江 君

- ○議長(清水敏夫君) 続きまして、4番 田代はつ江君の質問を許可いたします。 4番 田代はつ江君。
- ○4番(田代はつ江君) おはようございます。

議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

最初に、敬老会事業の見直しということで質問をさせていただきます。

先日行われました議会報告会で、文教民生常任委員会から意見交換会の折の一つの問題提起として、敬老会事業交付金、長寿者褒賞事業が挙げられておりました。事業概要として、現在75歳以上の高齢者を対象とし、お1人当たり2,000円の交付金が支給されており、その対象者は9,008名おみえになります。また、100歳に到達された高齢者の方には、お1人当たり10万円と3,000円相当の花束が贈られており、対象者は14名おみえになります。

今まで日本の、そして地域の発展に尽力された尊い方たちばかりです。ずっと続けていける事業ならありがたいことですが、郡上市においても少子高齢化がどんどん進んでいます。特に私たち団塊の世代が高齢化事業の対象者となった場合には、相当の交付金が必要となってくると思います。

最初に、現在自治会では、この1人の2,000円の交付金をどのように有効に使ってみえるのかを、 行政の把握してみえる範囲内で結構ですので、お聞きしたいと思います。

**〇議長(清水敏夫君)** 田代はつ江君の質問に答弁を求めます。

健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長(羽田野博徳君) お答えをいたします。

敬老会の事業の御質問でございますけれども、市では、多年にわたりまして社会貢献されました 高齢の方々に敬意を表し、長寿を祝福する敬老会事業を実施してございます。

議員御案内のように、敬老事業を行う団体に対しまして、75歳以上の高齢者お一人に対して 2,000円を交付するものでございます。開催の形態は、祝賀会の開催と記念品の贈呈がございまして、今年度の実績でございますけれども、61の地区で祝賀会が開催され、約2,300名の方が参加を いただきました。また、54の地区では、高齢者の御自宅に訪問し、記念品をお渡しする形態であり、

お世話する方々や会場等の都合もございまして、祝賀会は開催されていないことになります。

経費につきましては、大半の地区において、交付金のほか、自治会もしくは公民館等の主催団体の財源が充てられております。

以上が現状でございます。よろしくお願いします。

(4番議員挙手)

- 〇議長(清水敏夫君) 田代はつ江君。
- **〇4番(田代はつ江君)** ちなみに、私の住んでいる地域では、毎年敬老会を開催し、集われた皆さんが楽しいひとときを過ごされています。

しかし、市からの交付金で全てが賄われているというわけではありません。その地区に住むみんなで支え合っての行事です。高齢者に感謝の気持ちを伝え、お祝いすることはとっても大切なことですので、これからもずっと続くことをお願いしたいと思いますが、敬老会事業については、交付金も含め、持ち方等を見直す時期に来ているのではないでしょうか。このことについて市の考えをお聞きしたいと思います。

- 〇議長(清水敏夫君) 健康福祉部長 羽田野博徳君。
- ○健康福祉部長(羽田野博徳君) 高齢者への敬意を表し、長寿を祝福するということは、もちろんのことでございますが、高齢者同士や高齢者と地域の住民の皆様との交流、そして地域の福祉力を高めるという観点から、地域の皆様方が一堂に会して祝賀会を開催されることは、大変意味深いことと考えてございます。

そこで、この事業の取り扱いでございますけれども、高齢化の進行等に伴いまして、祝賀会にかえて記念品を贈呈する地区が増加をしてきているという傾向にある中にありまして、現在行われている状況を改めて精査をさせていただくとともに、主催団体でございます自治会や公民館等の御意見を広く集約をさせていただき、高齢者を敬うにふさわしいと思われる方策を一定の時間をかけて今後検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

(4番議員挙手)

- 〇議長(清水敏夫君) 田代はつ江君。
- **〇4番(田代はつ江君)** 今、部長がおっしゃいましたように、大変大切な事業だと思いますので、いろいろな皆さんの御意見を聞きながら、これからのことについて御検討をいただきたいと、そのように思います。

少し関連してお聞き、お聞きというか、提案したいと思うんですけども、市の中には介護保険料を納めながら介護サービスを一度も利用されず、まだまだ地域貢献に、そして家族のために頑張ってみえる80歳以上の元気な高齢者も大勢おみえになります。コーヒーのチケットでもいいですが、何らかの還元制度を考えていただくことも、健康長寿という意味でも大変意義のあることだと思い

ますので、こういうことについても御提案をしたいと思いますが、市のお考えを少しお聞きかせください。

- 〇議長(清水敏夫君) 健康福祉部長 羽田野博徳君。
- **〇健康福祉部長(羽田野博徳君)** 介護保険給付の未利用者に対する還元制度の御提案でございます。 御承知のように、介護保険制度でございますけれども、介護が必要な状態になった方が安心して サービスを受けられるようにするために、高齢者と現役世代が負担をし合いまして、必要に応じた サービスを提供する負担と給付の関係が明確な社会保障制度でございます。

市では、介護給付を受けてみえない元気で健康な高齢者を支える施策を推進することが大切であると考えてございまして、高齢者が健康で生きがいを持ち、生き生きと生活できる支援といたしまして、シニアクラブの活動やサロン活動への支援、それからシルバー人材センターの運営補助等を行っているところでございます。

また、要介護状態にならないための介護予防事業を積極的に推進することによりまして、介護給付費の増加を抑制していくということも非常に大切なことであろうというふうに考えてございます。 よりまして、介護給付を受けてみえない方に対しまして、特別の方法をもって還元するといった 施策につきましては、現時点において用意する考えはございませんので、よろしくお願いをいたします。

# (4番議員挙手)

- 〇議長(清水敏夫君) 田代はつ江君。
- ○4番(田代はつ江君) こういうこともやってみえるところもあるということで、私も大変いいなと思ったんですけども、それぞれ市の財政のこともありますし、シニアクラブとかサロンにそういう支援をして、皆さんを激励されていければ、それはそれでいいと思いますので、また、こういうことも余裕ができて考えるようになったときには、またよろしくお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に入りたいと思います。子育て支援事業ということで、3点用意をさせていただきました。

先日の11月30日の中学生のふれあい懇談会、また午後にありましたまちづくりフェスティバル、両方ともにすばらしい市民協働型の意見が出まして、ここでもたくさんヒントをもらったように思いましたけれども、最初に、まちかど子育てサポートルームということでちょっと質問をさせていただきます。

10月の28日、29日と文教民生常任委員会の視察研修で、大阪の箕面市と堺市へ行ってきました。 箕面市では、小中一貫教育が取り入れられている彩都の丘学園へ、堺市では、子育て支援事業が活発なサポートルームで研修をしました。

堺市では、このまちで子育てに楽しみを持ち、子どもの権利や立場が最大限に尊重されるととも

に、子どもたちが伸び伸びと育ち、そして、みんなが夢を持って暮らせる家庭や地域社会が形成されることを願っているということで、さまざまな支援事業に取り組まれていました。特にまちかど子育てサポートルームは、郡上市でも、児童館を初め、同じような機能を持った場所が開設されていますし、利用度も多いとお聞きしています。

ここで、市内の施設の利用度と内容、そしてこの事業の窓口となるところについて最初にお聞き をしたいと思います。

# 〇議長(清水敏夫君) 答弁を求めます。

健康福祉部長 羽田野博徳君。

**〇健康福祉部長(羽田野博徳君)** 子育て支援の現状について御回答を申し上げたいと思います。

現在の市内の中には、はちまん、たかす、それからたかす北、わらの児童館、この4つの施設を 設置いたしまして、乳幼児の親子から小中学生を対象にして開設をしてございます。

このうちたかすとたかす北、それからわらの児童館、この3館につきましては、保育園内にその 施設を設置しておりますことから、利用者のほとんどが就学前の乳幼児の親子となっております。

児童館では、構成員による遊びの教室であるとか、工作などのイベント、また親子の交流の場、 子育てに関する相談やら指導を行っております。

24年度の延べ利用者数でございますけれども、はちまん児童館が小中学生を含めまして1万1,052名、たかす児童館が3,093名、たかす北児童館が424名、わら児童館は1,836名、総数で1万6,400名ほどの方が利用をいただいてございます。

また、はちまんの児童館でございますけれども、八幡地域を初め、市内各地域はもとより、市外からも里帰りの親子などの参加もございまして、好意的に利用されているところが特徴かと思います。

児童館のない地域でございますけれども、地域の保健センターや公共施設の空き時間を利用いたしまして、乳児から3歳までの親子を対象に、ほっとサロンを大和、白鳥、美並、明宝で開設をしてございます。ほっとサロンでは、子育て支援センターの職員や子育てサポーターの方、これ今現在22名おみえになりますけれども、こういった方によりまして、親子の交流であるとか、子育てに関する指導やら相談、そういったところで対応をしてございます。

24年度のほっとサロンの利用者数でございますが、大和が1,082名、白鳥が2,601名、美並が1,135名、明宝が286名、総数では5,100名ほどの御利用となってございます。児童館、ほっとサロンの受付であるとか、相談窓口につきましては、市が設置をしてございます子育て支援センター、ここが担っておるという状況でございます。よろしくお願いします。

(4番議員举手)

#### 〇議長(清水敏夫君) 田代はつ江君。

○4番(田代はつ江君) 私の想像以上に利用者が多いということで、びっくりいたしましたけれども、私たちが堺市で見学させていただいたのは、ちょうど名古屋でいうと、大須の商店街、また岐阜でいうと、柳ケ瀬の商店街と似た場所で、空き店舗を利用したサポートルームでした。就学前児童とその親が気軽に集まって交流を図るとともに、親の子育ての負担感を軽減し、ひいては子育て不安の解消及び子ども虐待を防止することにより、安心して子育てができる環境です。

その他空き教室利用、市民センターの1室などを利用して開設しているとのことでした。1カ所につき、子育て支援員2名以上とボランティア若干名を配置し、子どもが遊べるおもちゃや図書が備えてありますが、飲食はここでは基本的に禁止のようでした。利用者も、予約なしで気軽に来れ、利用料も無料でした。昨日はハロウィンで、商店街でお菓子がもらえるということで、いっぱいの親子が集まったそうです。歩いてくる人、自転車で来る人が多く、中には遠くから来る人もいるそうです。

郡上市においても、町の中の商店街で空き家が目立っています。近くの人が歩いて、また自転車で気軽に集まれる場所に、ひいては地域活性化に結びつくようなまちかど子育てサポートルームを考えられたらいかがでしょうか。

- **〇議長(清水敏夫君**) 健康福祉部長 羽田野博徳君。
- **〇健康福祉部長(羽田野博徳君)** サポートルームの御提案でございますが、今ほど御説明をさせていただいたように、市内の児童館やほっとサロンでは、総数で2万1,500人と大勢の皆さんに利用をいただいてございます。

郡上市は、日常生活の中で車が不可欠な土地柄でもあるということでございまして、車で乗りつけられる施設が流行しやすい施設かというふうに思ってございます。

現在、郡上八幡の産業振興公社におきましては、市街地空き家・空き店舗の状況調査が実施をされております。また、私ども児童家庭課のほうでは、今月、12月でございますけれども、小学生の児童と就学前の乳幼児の保護者の皆さんを対象にいたしまして、子育て支援に関するニーズ調査、こういったものを実施しながら、保護者の子育て支援の利用の状況であるとか、要望等の利用料というものを把握することとしてございます。

議員から御提案がございましたサポートルーム、特に地域活性化に結びつくような、こういったサポートルームにつきましては、サポートルームに特化をしたものではなく、例えば、今、高山市で既に実施がされておりますように、子どもと、それからまちづくりと、それから観光情報の発信、こういったような複合の機能を備えた総合的な取り組みにつきまして、現在、今ニーズ調査を行ってございますけれども、そういったお声を踏まえながら研究することが非常に大切であろうと、そんなことを思ってございますので、よろしくお願いいたします。

(4番議員挙手)

- 〇議長(清水敏夫君) 田代はつ江君。
- ○4番(田代はつ江君) 先ほど言われましたように、大変大勢の利用者がありますし、また少子化が進んでおりますので、これ以上はと思われるかもしれませんけども、私たちが視察に行ったときは、まだ商店街は、朝時間が早かったので、あいておりませんでしたけれども、恐らくあそこへ出入りをされる方とか、商店街があいてくると、本当ににぎやかなまちになるんだろうなって、そういうことを私は思いました。高齢者の方が気軽に集まられても結構ですし、そういう場所も、これからの郡上市の中の空き家の商店街などを利用してどんどん進んでいくと、まちがにぎやかになるんではないかしらんと思って、そういうことも思いましたので、今後の検討課題としていただきたいと思います。

それから、次の育児支援へルパー派遣ということで、これも堺市で学んできたことの1つなんですけれども、このことでちょっとお聞きしたいと思います。

この事業も堺市の事業の1つですが、大変興味を持ちました。妊娠中の方または赤ちゃんを養育される方が体調不良等にもかかわらず、昼間、赤ちゃんと養育者だけになってしまう家庭などに、市と契約を結んだ事業者からヘルパーを派遣し、掃除、洗濯、調理、買い物などの家事や授乳のお手伝い、おむつ交換、沐浴介助など、子育ての支援をするというものです。

利用期間及び利用回数は、出産予定日の2カ月前から出産後1年以内の最大50回、多胎の場合は最大80回と、そういうふうになっており、利用料金は世帯の生計中心者の前年所得に応じ、規定の利用料を毎回利用終了後にヘルパーに必ず支払うことになっているそうです。参考までに、生活保護世帯、市民税非課税世帯はゼロ円であり、所得税課税世帯は1時間当たり700円ということです。ヘルパーさんが単独で赤ちゃんのお世話をしたり、ヘルパーさんの車に同乗し、通院などすることなどはできないことになっています。

また、これとは別の角度のホームスタートという取り組みが今全国的に各地で広がっているようです。小さな子どもがいる家庭を子育て経験のあるボランティアが訪問し、一緒に子どもをあやしたり、悩みを聞いたりして、親のストレスを和らげることにより、核家族化などで親の孤立化が問題となる中、虐待防止の効果も期待されているようです。

私が知らないだけで、郡上市においても、この堺市の事業に準ずることや、ホームスタートのような取り組みが既に行われているかもしれませんので、もしそういうことが行われていれば、その利用状況とか、ヘルパーさんがこういうことに困っているって、そういうことも御存じでしたら教えていただきたいと思いますし、こういう事業がまだやってみえないということでしたら、こういうことを一度御検討されるといいと思いますので、そのことについてお聞きしたいと思います。

# 〇議長(清水敏夫君) 答弁を求めます。

健康福祉部長 羽田野博徳君。

## ○健康福祉部長(羽田野博徳君) お答えをいたします。

最初に、育児支援ヘルパーの派遣に関する御質問でございましたけれども、郡上市では、堺市が 実施をされてみえるような育児支援ヘルパー派遣事業に準ずる事業は、現在のところ実施はしてご ざいません。

関連するところで申しますと、乳幼児の全戸訪問、いわゆる赤ちゃん訪問と申しておりますけれども、こういったことであるとか、乳幼児健診で気になる親子については、保健師や助産師が再訪問するなどしてかかわりを持って対応するというところでございます。

また、要保護児童対策地域協議会、通称要対協と申してございますけれども、ここが実施するケース会議で該当になった親子、例えば、生活環境が悪く、母親がお子さんを適切に養育できない育児放棄的なケースにつきましては、児童家庭課に配置がされております家庭相談員が継続的に個別の家庭訪問というものを実施してございます。

少子化やら核家族化が進む中で、身近な地域の方々とのつながりが少なくなる中にありまして、 子育てに対する不安や悩みを持つ親御さんが非常にふえてきているというところが現状かというふ うに思ってございます。

こういったことから、こうした家庭に適切な知識を持った支援員が、育児の相談やら家事の支援、 育児支援を行う必要があるということは強く感じてございます。

こういったことから、市では、今年度、平成25年度でございますけれども、子育て支援のサポートリーダーを養成する郡上福祉未来塾というものを、本年6月から来年にかけて8回シリーズで開設をしておりますが、今後におきましては、この研修を終えられた塾生の方々を子育て支援員として人材活用をしていくための取り組み、こういったところを具体的に進めていけないかというところで現在検討をさせていただいておりますので、よろしくお願いをいたします。

# (4番議員挙手)

### 〇議長(清水敏夫君) 田代はつ江君。

○4番(田代はつ江君) 今の計画もお聞きしました。確かに1対1で子どもさんと向き合って育児をされる方が、本当に郡上の場合は、隣近所のつき合いも多いんですけども、都会へ行くと、そんなわけにもいきませんが、郡上の場合でも、本当に隣近所があって、そこでいろんなことを助けてもらったおかげで、私も育児ノイローゼにかからずに子育てができたって、そんなお話も聞いたことがありますので、ぜひこういう赤ちゃんを産んだすぐの方とか、妊娠中の方とかの、そういう支援を郡上市も進めていっていただきたいと思います。

最後に、郡上市のファミリーサポート事業についてということで質問をさせていただきます。

先日、ファミ・サポ推進会議に参加させていただき、さまざまな立場からの御意見を聞かせてい ただきました。ファミリーサポートセンターとは、地域で子育てのサポートを受けたい人と行いた い人が会員となり、支え合う会員組織です。郡上市においての会員状況は、発足時から24年度3月までの累計で、依頼会員643名、提供会員342名、両方会員56名が登録されているそうです。

また、援助活動の一例として、学童保育の迎え及び帰宅後の預かり、保育所、学校等休み時の援助、保育者等の短時間臨時的就労の場合の援助、保護者等の病気、その他急用の場合の援助と多種 多様ありました。

この日、依頼会員の代表で参加されていた方が言ってみえました。私は、緊急時に子どもを見ていてもらって、本当に助かっています。特に2人目を出産しようと思うと、体力的にはまだ産めるなと思っても、もし私が出産をして入院したとき、上の子どもを誰に見ていてもらうんかななどと思ってしまうと、ついつい無理だと思ってしまう。ファミリーサポートセンターのおかげで、私は都会から郡上に来て生活をしていても、大変心強いと、そういうふうに言っておみえになりました。ハローワークの方のお話では、月に200人ぐらいの女性の方が職を探しにお見えになるが、そのうち120人ぐらいの方は、子育てをしながら少しの時間働きたいと思ってみえる方が多いそうです。10時から3時までで、土曜・日曜はお休みが欲しいという条件なので、なかなか職場も難しいのが現状ですと語ってみえました。

そんなとき、ファミ・サポの支え合う組織は大変重要な働きをしていただけるのではないかと思いました。年1回、研修会を開催され、サポーターの心得など12項目ほどの講座が5日間にわたり無料で受けられ、資質を高める授業も行ってみえますが、参加者が少ないのが現状で、PRの仕方が問題なのか、悩んでみえました。市民に周知していただく方法として、市として、チラシの回覧以外にどのような方法でこの事業と研修会を知らせてみえるのか。また、ファミリーサポート事業へ市としてどのようにかかわってみえるのかをお聞きしたいと思います。

### 〇議長(清水敏夫君) 答弁を求めます。

健康福祉部長 羽田野博徳君。

### **〇健康福祉部長(羽田野博徳君)** お答えをいたします。

議員からは、ファミリーサポートセンターに関する御質問でございました。

御案内のように、このセンターでございますけれども、地域で子育てのサポートを受けたい人、 依頼会員と、提供したい人、援助会員が会員となられまして、支え合う、その会員の組織でござい ます。

この事業の市民周知でございますけれども、市の公式ホームページの子育で情報で紹介をさせていただいておりまして、援助を利用したい方、また援助を提供したい方がいつでも連絡いただけることとしてございます。

また、子育て中のお母さんたちが集う乳幼児学級、また先ほどお話をさせていただいたほっとサロンであるとか、乳幼児健診、また各地区の児童館におきまして、ファミリーサポートセンターの

利用方法、また利用内容、それから利用にかかる料金等について御説明をさせていただくほか、児童家庭課が定期に発行をしてございます情報紙、名称は「わ・わ・わ」という機関紙でございますが、こちらにおきましても、利用者やサポーターからのお声を掲載させていただいて、事業の周知に努めているところでございます。

サポーター研修の周知やら呼びかけにつきましては、センターに援助会員として登録されてみえる方、新規援助会員の候補として、子育て支援センターに市民サポーターとして登録をしておみえるになる方にお声をかけさせていただいておりますとともに、文化センターや図書館などに研修案内のチラシを配備する。また、子育て情報紙、先ほど申しましたあの機関紙でございますけども、こちらのほうに研修会の募集記事を掲載して周知を図っているところでございます。

このセンターに対しまして、市では、その業務をNPO法人アップル子育てサポートセンターに 年間で280万円で業務を委託してございます。センターでは、援助会員のスキルアップの向上を図 るために、サポーター研修を開催いただいておりますけれども、市のほうからは、保健師、栄養士、 ことばの教室の支援員、家庭相談員等が講師となりまして、この研修をサポートさせていただいて おります。

また、ファミリーサポートセンターの現状報告や意見交換の場でありますファミ・サポ推進会議でございますけれども、先日開催されて、議員も同席をいただきましたけれども、市のほうからは、商工観光部、教育委員会事務局、そして私ども健康福祉部の関係職員が出席をさせていただいて、事業推進に係る支援に努めさせていただいておるところでございます。

いずれにいたしましても、このファミリーサポートセンターでございますが、子育てを地域の皆様で支えていただく組織でございます。市は、業務先でございますこのPO法人アップル子育てサポートセンターとの連携を保ちながら、地域の子育て力の向上を図ってまいりたいと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

(4番議員挙手)

# 〇議長(清水敏夫君) 田代はつ江君。

O4番(田代はつ江君) ありがとうございました。

なぜこういう質問をさせていただいたかと言いますと、先日ありましたファミ・サポの推進会議のときに、いろんなところから皆さんが集まってみえるんですけども、この代表の方がPRの方法で本当に悩んでみえました。そのときに悩んでみえる姿を見られて、たまりかねられたのか、二、三の方が、これからこういうチラシ等をこういう会合で配っていきますのでって手を挙げられたんですけども、周知の方法に私は活発でなかったということをこのとき実感したんですけども、大変受ける人にとっては重要な、大切なこれは事業だと思いますので、本当に喜んでみえるんです。こういう事業があってこそ、私はこの核家族の中でも子どもを育てていけるとか、いろんなことで本

当に助かっていますっていう、そういうお話がありましたので、ぜひともこのファミリーサポート 事業への応援も、市としてさらに強化してやっていただきたいと、そういうふうに思いました。時間を少し余しましたけれども、以上で一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(清水敏夫君) 以上で田代はつ江君の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は11時ちょうどを予定しております。よろしくお 願いいたします。

(午前10時44分)

○議長(清水敏夫君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前11時00分)

# ◇山川直保君

O議長(清水敏夫君) 1番 山川直保君の質問を許可いたします。

1番 山川直保君。

○1番(山川直保君) 失礼いたします。

ただいま議長より発言の許可をいただきました。一般質問を行わさせていただきたいと思います。 あらかじめ質問を通告してございますが、大項目につきまして、1つ目、2つ目、3つ目とあり ますが、順番を入れかえさせていただきまして、2つ目、そして3つ目、そして最後に1つ目の大 項目の質問をさせていただきたいと思います。

まず、1点目の農業振興策について質問をさせていただきます。

本年、市内における重量青果、また蔬菜、施設園芸作物の生産高は、全体的に伸びを示したと思います。市民や農業生産者の後継者に当たる方々は、またその若者たちは、農業への就農の希望や、またその可能性、そしてどのような制度があるのか、よく耳にする機会がふえてきたように思います。

その実態についてどのように把握されておるか、お聞きするわけでございますが、去る10月の31 日から2日間、野田農林水産部長も同行されまして、大阪の市場、そして岐阜の市場、それぞれ視察に行ってまいりました。

一緒に行きましたのは、ひるがの高原だいこん生産組合の幹部の方々と一緒に行ってまいりました。 JA、また全農の方々、そして市場のそれぞれの担当の方々とお話しする中で、ことしは特に大根生産につきましては、約13年ぶりにキロ当たり115円の単価を回復いたしまして、生産高も1億円近くふえまして、約6億円弱の生産高を示しました。大変ありがたいことだと思いました。

なお、花卉につきましても、そしてイチゴ生産につきましても、これもまた天候もよく、生産高 も伸び、単価も若干上向きになったということをお聞きしております。

こうした中、我が市におけるこうした新規参入に対する制度、そうしたものもございますし、県でもございます。

しかしながら、こうした機運が高まったときこそ、行政側は大きくその後押しをして、そして新 規参入を図る、または遊休農地を有効に使う、そうしたことが大切ではないかと考えております。

また、ハウスの補助におきましても、特に4反以上につきましては、県の補助制度などもございますけれども、少しでもいいからつくってみたいと思われる定年された方など、そうした方などへの小規模であっても、こうした施設園芸などに対する補助はしていただけないかということを思うわけであります。

御承知のとおり、高鷲には畑総という22億円ほどかけた事業で、鷲見川から上野の平まで水を引き、施設園芸が可能な台地があります。そうしたとこの有効活用も含めまして、農林水産部長にその見通しと今後の新年度にぜひそうした予算をつけていただきたいと思う観点から、お伺いをいたしたいと思います。

○議長(清水敏夫君) 山川直保君の質問に答弁を求めます。

農林水産部長 野田秀幸君。

○農林水産部長(野田秀幸君) お答えをさせていただきます。

重量蔬菜及び施設園芸作物の農協系統出荷による、この10月末の現在の生産高ということで、ちょっとここで報告をさせていただきたいと思いますが、今ほど山川議員から大根のお話がございました。大根につきましては、議員言われますように、ことしは大変よかったということで、ただ、逆に去年が非常に悪かったということもありますけども、去年は悪かったんですけども、ことしは13年ぶりの単価を回復したということでございます。

ちょっとデータだけ申し上げさせていただきますと、ひるがの高原だいこんにつきましては、25年の販売額、これが10月末ですので、最終ではないと思いますけども、5億8,951万円という数字でございます。これが対前年比になりますと129.4%の伸びということでございます。単価的にも119円というようなことで、大変よかったということでございます。

それから、先ほど言われましたイチゴでございますけども、ひるがの高原でイチゴを生産されておりますが、イチゴの額につきましても、6,877万円ということで、これも対前年比で110.5%の伸びということでございます。

それから、花でございますけども、ユリが販売額は7,647万円ということで、これも対前年比で104.9%、それからトルコキキョウも3,934万円ということで、対前年比で158%という伸びということで、そのほかトマトやホウレンソウ等もございますけども、こういったものも販売額につきま

しては、対前年比よりも上回っとるということでございまして、この25年度につきましては、大変 農家も頑張られましたけども、市場のほうの単価もよかったということで、大変私どももうれしく 思っとるところでございます。

また、こういった農家の方の現状でございますけども、平成22年度の農業センサスという統計がございまして、全国的に基幹的農業従事者の平均年齢というのが出ておりまして、これが全国で66.4歳という数値でございます。県でいきますと69歳というふうになっていますけども、これに比べますと、例えば、イチゴであるとか大根であるとか、こういった組合の生産者の方の平均年齢は、この全国の統計よりも10歳以上若いといったことでございまして、こういったことから、これからもまだまだ頑張っていただけるもんじゃないかというふうに思っておるところでございます。こういったところが現状でございます。

それで、こういったものを支援する制度ということで、どういったものがあるかということでございますけども、昨年度から国の補助事業によりまして、新規就農者に対する支援制度というのは、いわゆる青年就農給付金というものでございますけども、こういった制度がございます。

この制度は、2つの制度がございまして、就農前の研修の準備期間、最大2年間でございますけども、この2年間を支援する準備型というのと、それから就農後の最大5年間を支援する経営開始型という2つの制度がございまして、郡上市もこの制度を取り入れとるところでございます。

準備型の要件につきましては、就農予定時期が45歳未満であって、独立自営就農または雇用就農を目指して、県が認める研修機関とか、あるいは先進農家で1年以上の研修をすることが必要になってまいります。給付の金額でございますけども、これが年間150万円という給付金があるということで、最大は2年間これが給付されるということでございます。研修の終了後1年以内に独立して自営就農または雇用就農をして、最低2年間以上の就農期間がないと、この給付金は返還ということになりますけども、現在ではこの制度を利用して郡上市で2名の方が農業大学校で研修をされておる状況でございます。

それから、もう一つのこの経営開始型というものでございますけども、この要件につきましては、45歳未満であって、独立自営就農、また親元就農者で、就農から5年後に農業で生計が成り立つ実現可能な計画をしまして、経営地内で策定された人・農地プランに位置づけられることが必要でございます。

なお、親元就農、いわゆる後継者の場合でございますけども、親が経営する農地、施設を後継者の名義に変更するか、あるいは親とは別部門の経営を行っていれば対象となるものでございます。 こちらも、先ほどと同じように、給付金額につきましては150万円と、就農時から最大5年間というものが給付をされるところでございます。

ただし、所得金額が250万円を超えた場合は、翌年度からの給付はなくなるというものでござい

ます。

この制度を利用しまして、平成24年度には、郡上市において5名給付をしておりますし、25年度 もこの5名に加えまして、2名程度を予定しておるところでございます。また、新年度におきましても、必要人数の予算化を予定しておるところでございます。

それから、今は就農に対する補助ということでございますけども、今度、施設に対してのことでございますけども、新規就農者とか、あるいは後継者が機械とか施設が必要だという場合についても、県の補助がございます。それに市も上乗せをしまして補助をしておるというものでございます。平成25年度でも実績はございますし、これも平成26年度においても、必要な予算を予算づけしていきたいなという予定をしておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

それから、先ほど議員言われましたように、小規模のハウスもどうやということでございますが、 小規模のハウスにつきまして、10坪以上、33平米以上の小規模ハウスにつきまして、今年度からそ ういったものにも助成をしたいということで、これは市の単独事業でございますけども、こういっ た事業もつくっておりまして、これもまた新年度にもそういったものも25年度同様につけていきた いなという思いをしております。

それから、この予算ということではなしに、ゼロ予算というようなことで、空きハウスのあっせんであるとか、ハウスをつくるじゃなくて、空きハウスを紹介するあっせんであるとか、あるいは計画的な経営を図るための融資制度の活用の紹介であったり、あるいは就農相談といったことの対象者に応じたトータル的な支援をすることは、従来もやっておりますし、また新年度においてもやっていきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

### (1番議員挙手)

### 〇議長(清水敏夫君) 山川直保君。

○1番(山川直保君) 今の答弁をお聞きいたしまして、安心はしたところでございますが、高鷲のほうでも、イチゴですね、特に10軒ぐらい農家がございまして、そのうちの40代が2名、そして30代、4名、そして20代も1名ほどみえます。大根農家につきましても、本当に減ってはまいりましたけど、26戸で頑張っておりますが、後継者がほかの職についたりもしておりますけれども、そうした今の強く行政が後押しすることによって、それにまた回帰してきていただく、そのような政策をぜひとっていただきたいと思いますので、もっともっと強力にいろんな施策を考えていただきたいなということを思います。

次の質問に移らさせていただきます。ふるさと寄附についてでございますけれども、ふるさと寄 附の実績報告というものが、ホームページ上で告知をされております。特にこのふるさと郡上の元 気づくりとか、ふるさと郡上の美しい山村景観を応援、また、ふるさと郡上の子どもたちの明るい 未来を応援するとか、いろいろな項目がこうしてございます。ここでの書き方の問題を御指摘させ ていただきたいと思います。

この中で、寄附金額が、例えば10万5,000円、総事業費が106万円とかという書き方がしてあります。そこの横に、この充当額として10万5,000円という書き方がしてありまして、この寄附をされた方から見ると、私の寄附は、その市の政策プラスアルファを上乗せされたという実感が少ないと思われます。

また、特に何十何円までの寄附の場合、そうした端数もその事業費から見られないことから、どのように使われていったのか、単に一般財源からそこへ行ってしまっているので、私のものは本当にそれに充てられたのであろうかということを、勘違いではないですけれども、そのように感じられる方もみえるということをお聞きいたします。

寄附は、年中受け付けておりますから、それを当初予算にいかに反映するか、もしくは、補正をもってそれに充てるか、そうしたことがある程度はわかるような形で示していただきたい。また、あわせまして、その寄附者に対しての報告の際に、どのような形でしたか、もっと具体的には書いてあるんですけれども、そのような形で上乗せしていただいたというような表現はいかがでしょうか、お聞きしたいと思います。

〇議長(清水敏夫君) 答弁を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長(服部正光君) ふるさと寄附金制度は、平成20年から発足したということで、ここでちょっと今までの実績を言いますと、平成25年の11月末時点までで延べ180名の方、また貴重な寄附金として2,669万円の寄附金をいただいております。

今の寄附金の活用については、今、議員言われたように、7つの項目の上で行っておるということでございます。それで寄附者の方の活用を御選択いただいて、御希望に沿うようなことを配慮しながら、各種事業の財源として活用しているという状況でございます。

また、報告のときには、やはり広報の郡上8月号版とホームページ等々によってお知らせをして おるということでございます。その寄附時においてはまたお礼状と、決算時においては寄附金の使 い道の、言われましたように、お知らせをしておるということでございます。

それで、今、指摘がございました充当額というようなことで、非常に行政用語という中でわかり にくい部分はございます。

そこで、やはり本当に寄附者の方から見れば、活用されている実感が湧かないというのはあるかもございません。その御厚意をやはり不快感を持たないような形に、充当額というものを活用額とか、そういう形に改めたり、皆様からの寄附金は一般財源幾らを加えてこの事業を行ったというような、丁寧な寄附者の方への御説明にしたいなというふうに考えてございます。

また、予算の関係は、1月末まで確定した寄附金については、翌年度の当初予算に反映させてお

ると。また、2月、3月に御寄附をいただいた方には、通常は6月の補正等々において反映させて おるという状況でございます。

やはり寄附者の御厚意をさらなる財源として計上を今後していきたいというふうに思っておりま すので、よろしくお願いいたします。

#### (1番議員挙手)

# 〇議長(清水敏夫君) 山川直保君。

○1番(山川直保君) その充当という言葉を活用という言葉に変更されるということで、これまた 安心をいたしましたが、やはり充当ということは、それは字引で引きましても、そうした金員とか 物品をその目的に充てるということであって、間違いではないんですけれども、やはりもちろん行 政用語かなということで、そのあたりをお考えいただきたいということを思います。

続きまして、最後の項目ですけれども、大項目といたしまして、新市建設計画と市長の施政方針 について伺ってまいりたいと思います。

1点目といたしまして、このごろですけれども、市長からよく発せられる言葉の中で、何回か聞いてるうちに、どうしても気になるというか、どうしても疑問を持ってしまうようなことが時々、私としてはございましたので、その真意について今回はお聞きをしてまいりたいと思います。

去る11月1日に高鷲会場を皮切りに、市長のふれあい懇談会が各町で行われまして、市長におかれましては、各地での懇談、大変御苦労さまでございました。

さて、私も先月2つの会場を出席させていただきましたけれども、市長のお話の中で、資料をも とにお話しされる、その本市の人口の推移について、その説明の中で、いつもこう言っておられる ように思います。それは、推計によると、市の人口は将来減少に向かうと。そして推計というもの はほぼ現実に近い数値を示しているんだということを言われます。その中で、こうした中で将来的 にどうしていくべきかなどをよく語られておるわけですけれども、それは、私は聞いておりまして、 ごく客観的に思うことですけれども、将来に向けて何か少し暗いイメージというものを与えている ようにも感じてなりません。

市長のお話は、国立社会保障・人口問題研究所の資料に基づきお話をされておりまして、決して 間違いではございませんけれども、将来、現実をしっかり捉えていこうということは、よく理解で きるんですけれども、市長のお立場で市民への発信としては、余り感心できないような言葉に私は 思うのです。

人口は減っていくのは現実なんだ、推計は現実に近いものである。だから、どうして行かなければならないと結論づけてお話をされたとしても、市民にとっては、一応将来的に考えていかなければならないことやなということはわかるんですけれども、そんなことは、行政や、そして政治がしっかりしてくれればいいんだというふうにとられている方もみえるんではないかなということを感

じます。

ですから、市長におかれましては、やはり人口の推移は、このように推測されているけれども、 市はもろもろの施策を打って、郡上の人口は減らさないぞという、そうした気概、今こそ協働であ るというようなことを今後は強く、その夢も交えて多く語っていただきたいものだなということを 思います。おせっかいかもしれませんけど、私はそう思いました。

しかし、今になって、なぜ私がこのようなことを申し上げるかと申しますと、10年前の平成16年3月、市民の皆様と7名の首長、そして90名の町村会議員、それに市民の代表の方々や識者の方々が真剣に議論を重ねられて、平成12年から4年もの歳月をかけて、各町村、議会で協議し、数々の課題を整合させながら、新市のビジョンの総合的なもととなる新市建設計画案を各議会において同日議決をされ、新市郡上市が誕生したわけであります。

あれから10年、時がたつのはとても早いものですけれども、私も合併前の村議会に5年間在籍させていただきまして、合併協委員が持ち帰った課題を、議会の全員協議会などで真剣に審議をした思い出を今でもはっきりと覚えております。

この議場にも合併協議会委員として、時の事務局として、そこで仕えられました野田、また山下 部長も事務局でお見えだったと思いますし、そして、この議会の中でも先輩の議員の方々で、この 協議会に延べ15回にもわたりまして、また、数多くの小委員会をやられまして、こうして新市建設 計画ができました。

そして、その中でも、特に日置市長におかれましては、当時、中濃振興局長知事代理として、第 1回から第4回までの合併協議会で山下県会議員とともに顧問として出席され、議会を見守られて 見えました。

そうした中で多くの方々が苦労し、知恵を絞ってつくられた新市建設計画書、ここに私が10年前にいただいたものを本棚から持ってまいりました。この新市建設計画が完成されたときに、日置市長は県の出納長であられたかもしれませんが、これを手に取って、首を縦に振りながらうなずき、郡上の将来、未来、そして、その明るいこの展望を夢見ておられたかと私は思います。ここでこの中身につきましては、これがもととなっておりますけれども、ここでいう第3章、主要指標の見通しを改めて読んでみたいと思います。

市の人口は、少子高齢化の進行や若年層の地域外への流出などにより、平成25年において4万3,000人に減少すると予測されます。しかし、新市の誕生を契機として、定住人口の増加に向けた各種産業振興による雇用の場、機会の創出、子育て支援の充実、情報化施設、幹線道路などの都市基盤の充実及び生活環境の向上など、さまざまな分野から積極的な施策の実施等による若年層を中心とした定住を促すことにより、平成25年における人口は5万人を目標としますと、グラフが逆にV字型回復、緩やかです。こういうふうにしっかりとうたわれています。これは、皆さん、前の町

村長も現存されてみえますけれども、これ真剣に考えてこれを夢にうたった。これを市民に訴えていこうとしてこの計画をつくられた。そのことをもう一度振り返って、しっかりと心に受けとめたいと思います。

そうした中、今回、議案提出されております、みずからの計画、この政策に書かれた市長が、人口5万人の目標を取り下げられて、5年後の人口目標のその推計を少し上乗せした4万1,000人に変更されようとしております。私はこれにはいささか問題があると感じております。そして、責任感に軽さを覚えるわけでございます。先人の努力とそのプロセスを特に重んじられる市長が、自身も加わりつくられた新市建設計画をようやく最終年度、残すところもう3カ月に至りますけれども、これは合併特例債が5年間延長されたことに相まって、市がその5年後の人口目標を下方に修正されようとしているものであります。

旧計画では、人口の上向きのグラフを書きながら、今回は下方を向いたグラフを書かれるということは、私も思いはしませんでした。なぜなら、上向きと下向きのグラフでは、全く正反対の政策を意味するか、もしくは政策遂行の虚弱さ、または現在の経済、そして環境が著しく変わって、この政策実現をはばかる悪い要因があわせているかのごとく思えて、ほかには理由が立てられないと私は思います。そうでもしない限り、上向きのグラフが下向きに変わるわけがないと思いますし、その根拠となる計画の中身の政策変更の変化は今回の議案提出には皆無に等しい状態であり、ただ、現実と推計にあわせただけの変更に過ぎないと思います。もしそうではないとするならば、上方と下方のビジョンの違い、そしてその根拠をはっきりと示していただく必要があると考えます。

加えて申し上げますと、旧計画書との整合性は、私たちも含めて、どのように市民に説明をしていけばよいのでしょうか。

また、市長は、合併後の市政、10年間のうちに、この実にその6年間を市の運営に当たられてまいりました。平成20年4月17日第2回臨時議会、市長が当選された初議会でありますけれども、その市長方針の中では、当初から今まで一貫して、その政治信条として語られておりますのは、「身の丈に合った市行政体制の確立を目指す」、このフレーズ1つであります。

私は、それと同時に、主に市長はこうした財政数値に気を遣われたかに映る市政運営は、さきに述べましたように、人口推移の目標とともに、そうしたイメージづけがなされております。

私は、そうしたイメージづけとこの公債費の年に返していく額、率、そうしたものを含めて、これが大きく考えると人口減にもつながった要因の1つになっていないか、今になって振り返っていただく必要があると思います。それは単に数値によって市政を運営するものではなく、市長の発する言葉は、市民にとって大きな影響力がありまして、また、その言葉の受け取り方は、おのおのが違うと思います。

今回申し上げたいのは、身の丈に合った行財政体制の確立とは、私のニュアンスとしては、背伸

びすることなく、慎ましく、自分の力に合ったように生活をしなさいと、親にそう言って言われる ような気がいたします。これは市民に対するメッセージとしては余りよくなかったのじゃないかと 私は思います。特に若い世代に対しては、そのチャレンジ精神というものを閉塞させるような気も いたしてなりません。

市財政という家計を早期に改善されようという思いはよく理解できますし、市長がこれまで財政を健全化されてきたこの過程には、この数値、実質公債費負担、その率にもしっかりとあらわれておりまして、大変敬意を表するところでありますが、しかしながら、その裏側では人口が予測よりも減ってきたということは事実であります。

きょう、総務省のデータをもとに自作した資料を持ってまいりまして、お目通しいただいているかと思いますが、本市の財政運営は、公債費負担比率が他の自治体に比べて非常に高い、約25%前後をずっと推移してきていると思います。ほかの自治体では、実質公債費比率が高くても、その公債費負担は10から15%ぐらいにとどめて予算運用されております。そのために少しでも有利な起債を起こせるための自主財源に余裕が生まれている。だから、ほかのいろんな事業が合併特例債とあわせて仕事ができている。だからこそ、市民にその事業の効果があらわれて人口が減っていない類似規模の自治体もございます。郡上市では、この合併特例債とあわせて辺地債、そして過疎債といった、これ特別な、特定された起債が使える体制にあります。

やはり人口の減少を防ぐためには、公共事業を含めて、この雇用の確保や、そして地域のコミュニティ活動を活性化させることが大切でありまして、こうした起債に、例えば、1億円使えば、それがその起債によって、その起債の事業内容によっては5倍にもはね返ってくるものもございます。そうしたことも考えられまして、この毎年毎年お支払いを続ける公債費の額について、お考えをいただければと思います。

この私が表に出しましたのには、黒部市が載っております。人口もおよそ一緒です。平成18年に合併をしておりますけれども、地域柄といたしまして、もちろん北陸本線、そして北陸自動車道、そして再来年の春には新幹線が通ってまいります。

しかし、黒部市におかれましては、宇奈月温泉の泊まり客の減少とか、そして交通が余りにも便利がよくなるために、ストロー化現象、これは郡上市にとっても同じことが言えるんですけれども、その中ででもこの負担率を余り下げずして、その一般財源というものを有効に生かしてあるんだと思います。前にも申し上げたこともございますが、1億円の財源があれば、500万円ずつただで配っても、20世帯に500万円ずつ行き届いて、生活ができます。

そのようなことからも、こうした財政運営にも一つの大きな要因があったのではないでしょうか。 また、各自治体の人口減少率と、そして公債費負担率、そして残存する自主財源、この3つには相 関的で密接な関係が存在するのではないでしょうか。市長に所見をお伺いいたしたいと思います。 〇議長(清水敏夫君) 答弁を求めます。

市長日置敏明君。

**〇市長(日置敏明君)** お答えをいたしたいと思いますが、今いろいろな御指摘をいただいたわけでありますけども。

まず、第1に申し上げたいことは、私は、何も市民の皆さんに暗い未来の予言者になろうと思っているわけではありません。7つの地域の懇談会、それに限らず、私は昨今、この郡上市におけるこれから30年後の人口予測というものを一つの科学的なデータとしてお示しをして、そうして市民の皆様と、それにもかかわらず頑張ろうと、夢を持って頑張ろうというメッセージを発しているつもりでございます。その辺がしっかり市民の皆さんに伝わっていないとすれば、これは私の伝え方が悪いのかとも反省もしたいと思いますけども。

市民の皆さんに、現在進みつつある郡上の人口構造の推移というものをしっかり認識をしてもらうことによって、市民の皆さんも含めて、どうしたらいいのかということを問いかけているつもりです。郡上の人口の将来は、市長の気概だけで決まるものではありません。これは私ははっきり申し上げておきたいと思います。いつも、だから丁寧に、郡上市の人口はどういう増減要因によってここまで来ているのかと、この増減要因は将来どういうふうに克服できるのかということについてお話を申し上げていると思いますので、そこのところを私は市民の皆さんにも理解をしてもらいたいと思います。

いつも申し上げておりますように、人口の増減、自然増減ということで出生と死亡、そして社会増減としての転入・転出と、この2つが合わさったものですけども、出生という、赤ちゃんの数一つにとっても、私が頑張ってもどうにもなりません。市民の皆さんがやはり子どもさんを2人育てるところを3人頑張ろうと、4人頑張ろうという気持ちを、やはりその人口の実態というものを見ながら対応していただくということであり、また転入・転出の問題もそうです。将来、自分の息子さんを、外の学校へ行ってもいいが、必ず戻ってこいと言うのか、それとも、どこでも好きなとこへ行けと言うのか、希望がないから好きなとこへ行けと言うのか、そういった私は郡上の人口をどうするのかというのは、一人一人の市民の問題だということを問いかけているのであります。

そういうことで、決してああいうデータをもとにして、市民の皆さんに、やや数字ばっかりの話をするなと思われるかもしれませんが、そこは真剣に皆さんに語りかけているつもりでございます。 そこを理解をしてもらいたい。

したがって、そういうことで私はこれ以上、できるだけ人口を減らさないようにするために、子育て支援もやりましょうと、市民の皆さんが健康で長生きするようなことをやっていきましょうと。 あるいは産業の振興ということで、雇用の場の確保も、例えば、中国木材なんかのことを例に出しながら頑張っておりますと、みんな頑張ろうと。いたずらに根拠のない明るい未来の数字の話をし て、市民の皆さんに無責任な未来像を私は語ることを私の市長の責任だとは思いません。しっかり した現実を見ながら、しかも、それにもかかわらず、みんな、ふるさとの元気を創造しようじゃな いか、こう言ってるつもりであります。御理解をいただきたいというふうに思います。

今回の新市建設計画についても、平成30年度の人口を4万1,000人といたしました。これはやはり科学的にある程度推計によると4万人というところを、上向き政策熱意、政策効果によって1,000人の人口増を上積みしようという、私はチャレンジングな指標であるというふうに思っております。

最初の新市建設計画で平成25年度の人口が一定の科学的な推計によれば4万三千何百人という数字であったにもかかわらず、当時大体その新市建設計画をつくるときは、その前回の3回ぐらいの国勢調査は、ほぼ5万人で微減でした。そういう状態の中で平成25年度の人口も5万人を維持しようじゃないかという、この心意気なり気概は、私は当時の郡上市民の皆さんあるいは為政者の皆さんとしては、当然のものであったというふうに思っておりますので、そのことについてとやかく言いませんが、現実の人口の推移は、非常にやはり厳しいものがあったと。そういうその後のやはり人口の推移や郡上市が今抱えている人口構造というものをしっかり見つめながら、それにもかかわらずというチャレンジングな目標に向かって進んでいきたいというふうに思います。

それから、財政運営が非常に公債費を減らしたり何かして、そのことが人口減につながったのではないかというふうにおっしゃいますけども、私は現在の郡上市が与えられている環境の中で、精いっぱい可能な限り積極的な施策を打ってきたつもりです。財政の健全化を守るということが、これも1つの重要な人口の減少を食いとめる政策であるということは、北海道の夕張市の例を見ていただければわかると思います。財政破綻をした自治体が、1万3,000人ほどあった市が、現在1万人を切るような状況になったのは、将来このままこの地にとどまっていたら、自分たちは財政負担だけをしょっていいことはないと、こういうふうに思わせると、極端な財政の不健全性、破綻は人口を減少させる最たるものであるというふうに思います。

そのようなことで、これまでの市政を展開してきましたけれども、御指摘をされたことについては、いろいろと私も参考にさせていただき、さらに勉強をさせていただくつもりでありますけれども、以上申し上げたような考え方で市政を運営しておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

#### (1番議員挙手)

# 〇議長(清水敏夫君) 山川直保君。

○1番(山川直保君) ちょっとこの表を説明したいんですけれども、この横に赤いところがありますね、これは20年から25年の対比の人口の増減率を示しております。また、その横の右側は、公債費負担比率を高い順番から、これ夕張は別ですけれども、負担率を上から下に書いております。

その中で見ますと、人口の増減というものが20年から25年に郡上市は5.1%マイナスですね。それと類似のところ、黒部、牧之原市というものは、マイナス1.4、マイナス2.1にとどまっていると。このときに公債費負担比率というものが、この郡上市というものは25%というふうに非常に高いと。普通の公債費負担比率というものは、大体どこも裕福なところは1桁台、それから15ぐらいにおさめられとるということから、そうした中での財源の使用の仕方が、余裕が出てくるんじゃないかなということを、こんな資料は僕、独断でつくったので、総務省のを勝手につくりましたので、わかりませんけれども、密接な関係があると思って申し上げました。

時間が来ましたので、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(清水敏夫君) 以上で山川直保君の質問を終了いたします。

昼食のため、暫時休憩をいたします。再開は午後1時を予定いたします。

(午前11時41分)

**○副議長(武藤忠樹君)** それでは、議長所用のため議長交代いたしましたので、よろしくお願いいたします。

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 0時58分)

#### ◇ 兼 山 悌 孝 君

- O副議長(武藤忠樹君)5番 兼山悌孝君の質問を許可いたします。5番 兼山悌孝君。
- **〇5番(兼山悌孝君)** それでは、ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問を 通告に従い行いたいと思います。

今回の質問は、議会で審議や、あるいは説明を受けた中で、自分がいざ一住民として現場でその 事業を見てみましたときに感じたことでございますので、若干自分ながらに恥ずかしいような思い もするところなんですけれども、2点お伺いしたいと思いますのでよろしくお願いします。

まず第1点目は、指定避難所の地区集会所の耐震補強ということでお伺いしたいと思います。

市の一時避難所に指定を受けている集会所というのは、耐震診断で改修を要することに至ったところに対して、このたび9割の助成を受けられることになりまして、大変住民として感謝しております。

そこで、各地域の負担が少なくなることで、できることなら、今回の点検で要改修の指摘をされ た全ての集会所が実施されることを願うものでございます。

さて、各地域がこの指摘と点検時に出された概算費用をもとに改修を審議して、うちの地域はど

うしようということに至ったときのことですけれども、この耐震の指摘がどのような箇所で、どのように点検をされておったのか。

また、重要と思いますのが、具体的にどのような改修をしなければならないのか。例えば部屋の中に筋交いとか、ターンバックルのようなものが要るのだろうか、こういうことがある程度わかりませんと、地域で改修をするかどうかというの審議するときに、具体的にこういう改修をするんですよという説明をもらえるような体制にあったほうがよろしいかと思いますのでお聞きします。

それから、いざ改修をしようとなったときに、どのような手続で、どのように進められていくのでしょうか。設計士や、あるいは改修業者の選定にも指名があるのでしょうか、それを含めて具体的にお伺いしたいと思います。

それから、改修箇所、例えば先ほどまた戻りますけれども、床下がどうだとか、あるいは柱がどうだとか、そういうことに関して、これから話し合うときに提示をしていただけるのかということをあわせてお聞きしたいと思いますが、よろしくお願いします。

**〇副議長(武藤忠樹君)** 兼山悌孝君の質問に答弁を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長(服部正光君) それでは、耐震診断の関係でございますが、これにおいては、平成24年度に実施したということでございますが、ここのとこでは、市が指定する避難所施設の耐震化を促進するという中で、避難に対して寄与するものでございます。それで、昭和56年6月施行の新耐震基準の適用前に建築された木造の地区集会所のうちの避難所に指定されたところというところで、32施設を行ってございます。

ここでの具体的にどのような検査、耐震診断をしたのかということでございますが、基礎の形式 とか、床の仕様、主要の柱の径、また柱の接合の方法とか、柱及び壁の配置、基礎、外壁の状況を 1級建築士によってチェックをしたということで、壁の強さとか、建物が保有する耐力度を算出し ておるということでございます。

それで、具体的な改修箇所の提示はということでございますが、ここでは、管理者である自治会 長さん、また地区長さんに、この診断を実施した結果を1級建築士とともに現状の説明をしてござ います。これは、改修工事の内容とか、概算費用についても説明を行っておると。それにあわせて、 今議員言われましたように、地区集会所の耐震補強に係る補助メニューの件もあわせて、対象とな る管理者等々に説明を行っておるということでございます。

それで、手続としまして、事業主体というのは自治会になろうかと思いますので、市のほうへ申 請をいただいて、その後に、今の診断をもとに詳細な診断を行って、実施設計書を作成すると。そ の上に発注していただくというような手続になっていこうかなと思います。

それで、原則的に、事業主体は自治会ということで、設計士とか、改修の業者とか、そういうこ

とについては、原則として自治会で選定をしていただくような形になると考えております。

それと、予算的に合わせたようなというようなこともございますが、耐震工事でございますので、 規定の耐震性を最低限は確保していただく、これが基本的な考え方でございます。そのために、市 としても個別の相談とか、そういうことには、できる限りのことは対応していきたいというふうで、 これから市とともに、自治会とともに耐震化を進めていきたいというふうに考えてございます。

# (5番議員挙手)

- 〇副議長(武藤忠樹君) 兼山悌孝君。
- ○5番(兼山悌孝君) ありがとうございます。今の質問の中で、自治会長さんあたりに資料は渡してあるということなんですが、私もちらっと見させてもらったんですけれども、それなりの業者の方なら、それ見ただけでわかると思うんですけども、なれない方やと、その指摘事項を見て、こういう事業をせないかんのやなというのなかなか、例えば自分はわかっとっても、また住民の方にこういう耐震をするんです、ここの集会所はこういう工事をするんですよというのが、大枠でもええでそれを知らせてもらうと、役をやってみえる方も説明しやすいと思うんです。そうすると、審議もしやすいというふうに思うんですけれども、その点と。

もう一つは、今の話、例えば規模によって、うちは2年まででやりたいとか、あるいはこれだけの予算しかないで、この中でという、今話の中では応じていくけどもということでしたけども。ということは、そういうことは無理という、2年またぎとか、あるいは今の指定箇所の8割をやりたいとかということに関すると、それは無理というふうにとるんですけど、その点2つお聞きします。

- 〇副議長(武藤忠樹君) 総務部長 服部正光君。
- ○総務部長(服部正光君) 今、後段のほうをまず先に説明させていただきますけど、2年でどうかということでございます。耐震ということで、避難所の安全ということが最優先されると思います。それで、この事業についても、国の補助金等々もいただく中で、早急に安全を確保するという中で、単年度ということで、1年でこの診断を行い、工事まで持っていきたいというのは実情でございます。

それと、今の初めに言われました、その箇所ということでございますが、この辺もはっきり見ていない部分もあろうかと思いますけど、その診断の中身に書いてございますので、またそういう疑問点あれば、今振興事務所のところの調整しながら、説明再度でも行うということをやっておりますので、またそういうことあればお知らせ願いたいというふうに思っております。

### (5番議員挙手)

- **〇副議長(武藤忠樹君)** 兼山悌孝君。
- **〇5番(兼山悌孝君)** ありがとうございました。せっかくこうして精いっぱいの助成をしていただけるということでございますので、あとちょっとのとこでできなかったというようなことがないよ

うに、市の当局の方も、また指導なり、あるいは説明なりをしていただきたいと思いますので、よ ろしくお願いします。

では、次の質問に入っていきたいと思います。よろしくお願いします。

ハザードマップの運用についてということで質問をするわけなんですが、私、和良の地域でハザードマップをもとに防災マップを作成する中で、避難経路など地域の確認作業に行かせてもらったんですけれども、そのときにある方から「おい、おまえ、ハザードマップって何やって」言って聞かれたんですね。私たちはふだん、この行政の中でハザードマップという言葉を使っておりますのでさほどに思わないんですけども、お年を召された方にハザードマップと言われても、まずその説明からせないかんということで、わしら集会に呼ばれとるんですけども、それで何をしに行きゃいいんやというようなことを聞かれたんですね。

これは、行政が当たり前に使ってる言葉でも、住民というのは理解できないことも、あるいはしにくいこともたくさんあります。自分たちも気をつけんにゃいかんと思うんですけども、市民目線に立って気配りしながらやっていかんにゃいかんなというふうに思いました。市当局も、そういうことに関しまして、これからも多少は目配りしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

さて、そのハザードマップなんですが、日本語で言えば、危険箇所を書いた地図と言うんですかね。ここに赤色と黄色の色分けがしてありますが、これがどのような過程でそういう地図ができたのかお伺いします。

また、土砂災害防止法からの事業だというふうに思ってはおるんですけれども、この法律には、 建築に関しては許可しない場合もあるということで規制がかけられておるんですけれども、例えば 赤や黄色で危険というように位置づけられたところに、例えば作業道、あるいは林道に関して何か 規制があるのか、できるのか、あるいは市道なんかができるのかお伺いしたいと思いますので、よ ろしくお願いします。

- **〇副議長(武藤忠樹君**) 建設部長 武藤五郎君。
- **〇建設部長(武藤五郎君)** まず、ハザードマップという用語ですけれども、ハザードマップとは、自然災害による被害を予測して、その被害範囲を地図化したもので、予測される災害の拡大範囲及び被害の程度、さらには避難経路と避難場所といったような情報を地図の上に図化したものがハザードマップというものでございますけれども、年配の方にはわかりづらい言葉かもしれませんけれども、そういったものがハザードマップという位置づけでございます。

それから、赤線部、黄線部の判断基準ということですけれども、通常、赤線部についてはレッド ゾーン、黄色い部分についてはイエローゾーンと言っておりますけれども、区別につきましては、 土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域と、いわゆるイエローゾーンというふうに言って おりますし、また、その中で建築物等の損傷が生じたり、住民に著しく危険が生じるおそれのある 区域を土砂災害特別警戒区域と、レッドゾーンという言い方で区別しとるわけですけれども。

その中で急傾斜につきましては、裏の傾斜角度、崖勾配が30度以上、高さが5メーター以上といったようなところの地形を急傾斜というふうに位置づけておりますし、土石流につきましては、土砂災害のおそれのある渓流で、通常は扇状地型になっておりますけれども、その扇状地の頂部から下流で、口では言いにくいんですが、2度以上の区域をそういう警戒区域というふうに指定してございます。

その中で、今議員言われました、その危険区域の中で作業道とか、そういったものをつくる場合 に市道とかがあるかということですけれども、今の中では、そういった危険区域の作業をする場合 に、県への届け出とか、そういったことはございません。

ただ、建物等につきましては、建築基準とか、いろいろ規制はかかっておりますけれども、その 裏山へ作業道を通すといったようなときには、申請するとか、そういう手続はありませんけれども、 ただ、そういったところに、保安林とか、急傾斜地とか、砂防区域とか、そういうのが重複してか ぶる場合がございますけれども、保安林のときにつきましては作業許可が要ると。それから、急傾 斜地崩壊区域には指定地内の行為許可書が要ると。砂防指定地についても指定地内の行為の許可書 が要るということになっておりますけれども。

それで、そういうのがかぶってないところで、作業道なんかをつくられる場合の私道ということになりますけれども、そのときに、作業道をつけられる方が、県の補助、あるいは市も上乗せ一部しますけれども、そういった補助を受けてやられる場合においては、県のほうで岐阜県森林作業道作設指針というものが平成23年の5月17日付で林政部長から出されております。

その内容につきましては、今議員が言われますように、住家の裏等を通る場合には、よくその地形とか、その土質とか、そういうことも十分、扇形も含めて考慮しながら実施するというような指針がございますので、そういった補助を受けてやられる方につきましては、こういった指針で指導をしていただくということができます。

ただ、自力で、そういう補助も何も受けずにやられる方については、非常に把握することが難しいわけですけれども、地区で仮にそういったような行為をされる方が見えましたら、それは自治会長さんなり、市のほう、行政側からでも、今言ったようなこういった指針等もございますので、そういうものでお願い、そういうところも気をつけて施工していただくということをお願いしていくことになろうかなというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

(5番議員挙手)

# 〇副議長(武藤忠樹君) 兼山悌孝君。

**〇5番(兼山悌孝君)** ありがとうございました。質問は以上なんですけれども、要は今までの既存

の法律にかぶるとこはある程度把握できるし、けれども、法律にかぶらん、いわゆる何もかぶらんとこのレッドゾーン、あるいはイエローゾーンに関しては、地域が気がつけば、それはそれで啓蒙し合うとか、あるいは行政が気がつけば、そこで注意を促すとかという答弁だったと思うんですけれども。気をつけて施工するといっても、要るか要らんか、つくるなということができん以上は注意するだけにとどまると思うんですけれども、何か例えばその箇所に関しては、例えば構築物をつくるならつくるで助成をするなりというような、そういう形の指導であってほしいと思うんですけれども、こういうのは難しいんですか。

- **〇副議長(武藤忠樹君)** 建設部長 武藤五郎君。
- ○建設部長(武藤五郎君) 今の御質問ですけれども、作業道については、基本的にメーター当たりも安い単価ですので、切って、その切った土で盛っていくというのが基本的なスタンスでやられるわけで、市道とか、そんなような構造物をやっていく作業でありませんので、確かに切り盛りですと、大雨降った後に、その盛ったところが流れ出すといったようなことも心配されるわけですけれども、今現在のところ、そういった箇所への補助といいますか、そういったことについては非常に難しいというふうに考えておりますので、お願いします。

(5番議員挙手)

- **〇副議長(武藤忠樹君)** 兼山悌孝君。
- ○5番(兼山悌孝君) ありがとうございます。ことしも全国いろんなところで土砂災害が起きておるんですけれども、その中に、災害というのは、1つの原因は雨が集中的に、ゲリラ豪雨と言いますように集中的に降るということもあるんですけれども、あとは自然の管理を怠ってるとか、あるいは思いがけんとこで思いがけん災害が起きたというようなことなんですけれども。

災害に関するものというのは、できる限りの対策をとるというのは当たり前なんですけども、そうかといって、土砂災害に関しては全国で物すごい数があるということで、それは確かに手が回らないということはわかるんですけれども、できる限り、金はなくても、災害が起きる箇所というのが、住民もそうですけども、あるいは行政も一体となって、あらゆる手段で少しでも災害が起きないような努力をしていただきたいと思いますし、地域もやっていければいいかと思います。よろしくお願いします。

早いですけども、これで終わります。ありがとうございました。

〇副議長(武藤忠樹君) 以上で、兼山悌孝君の質問を終了いたします。

#### ◇ 野 田 龍 雄 君

**○副議長(武藤忠樹君)** 続きまして、6番 野田龍雄君の質問を許可いたします。

6番 野田龍雄君。

**〇6番(野田龍雄君)** 日本共産党の野田龍雄でございます。通告に従って質問をさせていただきます。

3点ですけれども、初めは、社会保障の充実を求めるということの質問でございます。

最近の社会保障をめぐる動きを見ておりますと、年金の引き上げであるとか、介護保険料の引き上げ、生活保護費の縮減、そして医療費の引き上げの動きなどの中で、市民の暮らしは一体どうなっていくのか心配されております。来年の消費税も含めて、非常に多くの心配の声が聞こえております。こうしたことについて、市としてはどのように受けとめてみえるのでしょうか、まず全体的なそういう捉え方をお聞きしたいと思います。

**〇副議長(武藤忠樹君)** 野田龍雄君の質問に答弁を求めます。

市長日置敏明君。

**〇市長(日置敏明君)** お答えをいたしたいと思います。

ただいま御指摘がありましたように、年金については、物価賃金スライド制というようなものの準用というようなこと、あるいは医療費は、これはまだ、ただいま議論中でありますけども、70歳から74歳の方の自己負担金を、窓口の負担ですが、本来の、現在は1割のところを2割に戻すというような議論、あるいは生活保護費につきましては、もう既にこの夏から地域加算とか、人員加算というようなものの見直しがあって、一定の保護費の削減が行われたことは、この前の議会でも御答弁申し上げたとおりであります。

そうした厳しい状況がある中で、今御承知のように、来年の4月からの消費税率の引き上げというようなものがあるということで、私どもも市民の皆さんの生活が大変厳しい状況にあるということについては認識をいたしております。なかなか片一方の経済政策による経済振興というのが、なかなか地方には及んでくるのが遅いというようなこともあって、私どもも市民の生活ということについては懸念をいたし、心配をいたしておりますが。

現在、今市民の皆さんにできることは、そうした市民の皆さんが困っておられることについては、 社会福祉協議会におきます相談、心配事相談であるとか、あるいは健康課が行っております、心と 体の相談といったようなこと、あるいは多重債務等に関する問題については、岐阜県弁護士会や岐 阜県司法書士会が実施する相談会などに皆さんを御紹介するというようなことで、できるだけ市民 の皆さんのお困りになってることについては、親身に寄り添って相談窓口の周知を行ってまいりた いというふうに考えてるところでございます。

また、そうした中で、生活に困窮を、所得が低いために生活困窮ということに陥られる方に対しては、生活保護制度、これの適用が受けられるように、そうしたことにも十分御相談に乗っていきたいというふうに思っております。

また一方、現在、この生活保護法の改正に合わせまして、生活困窮者自立支援法という法律が、

今国会大詰めになっておりますが、先に参議院先議で参議院のほうを通過しておりまして、今衆議院にかかっておりまして、ここ大詰めの国会の中で、それが多分成立するだろうという見込みのものでございますけれども、生活困窮者自立支援法というような法律が成立をいたしますと、これの実際の現場における施行は平成27年の4月からというふうになってしまいますけれども、各福祉事務所において自立相談支援事業とか、あるいは住宅確保給付金の支給とか、こういった新しい制度が始まりますので、そうしたことへの対応を進めてまいりたいというふうに思っております。

この生活困窮者のための自立支援を具体的に地方においてどう展開するかということについては、各個々の市町村でやるのか、あるいは広域行政のような形でやるのかとか、いろいろ議論も可能性としてはあると思っておりますが、いずれにしろ、この法律が成立をすれば、この法律に従って必須の事業、あるいは任意選択されるいろんな事業、自立相談であるとか、住宅確保の給付金については必須でございますが、そのほか、就労の準備支援とか、あるいは家計の相談であるとか、子どもさんたちの学習支援とか、各種のメニューも用意をされておりますので、そういうもので対応してまいりたいというふうに考えております。

## (6番議員挙手)

## 〇副議長(武藤忠樹君) 野田龍雄君。

○6番(野田龍雄君) 現実に今こういう論議の経過で見ておりますと、実際には多くのそれにかかわる人の中から、かえって心配だという声も出ております。これは8月やったんですけど、生活保護費削減に対して、7,600を超える人たちが審査請求出したというようなこともお聞きしました。そして、この8月の基準の改定によって、市においても多くの方がわずかではあるが切り下げられて、その中でも月に5,000円ほど下がったという人もあるという、お聞きしました。

恐らく人によっていろいろあるとは思いますけれども、多くの人は生活保護でぎりぎりの生活をしてるという状況だというように思いますので、それが今後どうなっていくか。ここの弁護士会なんかは随分中心になってこの対策をとっておられるようですけれども、そこの相談に来た人たちの声を聞きますと、ますます生活保護の申請は難しくなるというように捉えてみえるようですし、今言われた支援法なんかもできても、これは生活保護取る前に、いろんな手だてで少しでも自立できるほうへということなんですけれども、本当にそうやってできるかと。むしろそういうことによって、ますます本当に困ってる人が生活保護を受けることができなくなるという心配してみえるのですね。

そういうことですので、これは実際には今後の経過も見ていかなければなりませんが、市としては、現実に困ってみえる郡上市民の人に対して、どういう福祉メニューといいますか、どのような対策をとっていくか、どういう基本的な姿勢でいくかということが非常に大事ではないかというふうに思います。

これまでも日置市政の中で、医療費の中学生や高校生に対しての無料化への取り組みでありますとか、予防接種についても積極的に取り上げて、それは多くの方に非常に支えといいますか、応援になったというように私は思っております。そういった、本当に多くの方が、特に困った方が救われるような、そういう市政でなければならないというように私思っています。

この二、三日前にも、市へ相談したと。それは、おやじさんを介護しとって、その介護の、寝たきり介護の方の介護者のほうへ支援金があるということで、それを聞きに来たんですが、どうもこれ6カ月の経過を見た中で、その資格があるかどうかを見て、それから支給ということやし、しかも、年に2回、3月か4月、それから9月か10月にそれの判定をしますと。それまで待ってくださいということですので、今11月ですから、来年の3月までは何ともならないというようなお話があって、帰ってみえて、近所の人に相談したら、それは1回、野田さんに聞いたらどうやと言われて、見えて、お聞きして、いろいろ聞いてみますと、いろんな制度の仕組みがありまして、けさ、これ僕見せていただきまして、その方の相談のときも、このほかに、今年度になって新しくこういう仕組みを書いたものが出ております。

ところが、それ見ると、ほんの1行だけ、すっと書いてあるだけやもんで、詳しい内容わかりません。例えば今言ったような、6カ月介護しておって、しかも、年に2回の期日があってなんてわからんもんですから、それを市役所行ってお聞きすればいいが、その人がしっかり聞いたんか聞かんか、それはわかりません、僕はまた聞きですから。けれど、少なくともちょっとも聞いてもらえなんだということで相談に見えたということがありましたので、窓口での対応、これ非常に大事やというふうに思うんですね。少なくとも、そういったサービスが受けられなくても、実はこういうことでやっておりますと。こうなったら、またそのときには支援しますのでという説明があれば随分違うというように思いましたので、そういうことを痛切に感じております。このことだけではなく、生活保護の申請に来られた方もよく何度も僕のところへも相談もありますので、そういった点で考慮していただきたいと。

そこで、そこの2番目のところに、市としての充実ですね、市として。何かないだろうかということで、今のお話を聞きますと、そういう国の制度の中で、今市としては独自に今までも幾つか取り組まれたんですけれども、特にここのところで状況が大変ですので、来年の消費税増税を前に何らかの手が打てんだろうかと。市民が、先ほどの話でないですが、希望の持てるような、そうやってくれると、本当に困ったときには頼れるなというような姿勢を見せていただきたいと。

これ3番目のところに、福祉灯油とか、暮らし支援と書いときましたけども、そのことも含めて、そういうお考えがあるかどうかお聞きをしたいと思います。

# 〇副議長(武藤忠樹君) 市長 日置敏明君。

○市長(日置敏明君) 市民の皆さんの大変厳しい状況についてお話があったわけでございますけど

も、市として独自に何かできないかと、こういうことでございます。

御指摘のように、来年の4月から消費税率が引き上げられるということですから、そうしたことと相まって、行政の側も何らかのそういう負担を、皆さんが苦しい中でしていただくという中で、自分たちの出した消費税の引き上げ分は、こうした福祉の充実に使ってもらえてるんだなということを実感していただくということは非常に大切なことだというふうに私も思っております。

これは国のレベルでもいろいろ議論をされておりますが、全て何か消費税の引き上げ分が何らかの新しい福祉の施策の追加純増のような形にはなかなかいかないと思いますけれども、新年度の予算編成の中でいろいろと知恵を絞っていきたいというふうに思っております。

そして、来年度のことでございますが、たまたま来年度は、介護保険については第6期介護保険事業計画の策定の年でございます。あるいは子育て部門についても、新しい子ども・子育て支援推進法という、支援法という法律に基づく子ども・子育て支援事業計画というのを来年度は策定をする予定にいたしております。また、障害者福祉のためには、第4期の障害福祉計画を策定すると、こういう年度に当たっておりますので、来年度、こうした介護、あるいは子ども・子育て、あるいは障害福祉といった面について、市政の上でどうしたことを進めていくかということについて、十分練って計画をつくってまいりたいというふうに思っております。

それからもう一つ、これから冬に向かっていくわけですが、確かに御指摘のように、灯油の値上がりというようなことが心配をされております。かつて平成19年の暮れから20年の冬にかけて、郡上市におきましては、障がい者等に対しての福祉灯油といいますか、あったか灯油というようなことで、対象者に1,000円券を5枚、5,000円分ですが、1世帯当たり交付をして、少しでも暖をとっていただくということをやったということでございますが。

そのときは、この灯油の価格が1リッター88円ぐらいから、一挙にリッター当たり111円というように急騰をしたというような事象を受けてのことであったということでございます。現在、灯油の値上がりが傾向としてはございますが、現在のところは、昨年の同じ時期のリッター当たり、おおむね88円から100円という、昨年の状況と比較して見ますと、今のところ把握している値段の水準ではリッター当たり101円ぐらいということでございますので、現在、直ちにそうした福祉灯油の制度を発動させていくということはまだ考えておりませんが、灯油の値段の状況等については注意深く見守ってまいりたいというふうに思います。

#### (6番議員挙手)

## 〇副議長(武藤忠樹君) 野田龍雄君。

○6番(野田龍雄君) この生活の問題、これは生活福祉については、地方自治の大事な役割であります。本当は国も当然それ大きな役割を持っとるんですけども、最近の消費税増税の動きの中で、この前お話しましたように、国はそういう形で、それを福祉に充てるんだという言い方してますけ

ども、現実には、既にはや6兆円近いお金がこの景気浮揚のほうへ充てていきたいというような話になっております。

それは、どっから出すかはいろいろでありますけれども、実質的に本当に消費税上げることが、 本当に福祉を充実することにはなっていないというように私は思っていますし、そのことによって 国の財政はよくなるかというと、今年度も非常に大きな予算を立てておりますし、赤字はまた積み 上がっていると。こういう国の動きに対しても、それは地方では何ともなりませんけれども、ある べき姿を求めていく必要があると。市長会などでもいろいろ国に対する要望出しておられますので、 そういう機会に、ぜひとも市民の暮らしを守るという立場で、ぜひそういった意見を出していただ きたいというように思います。

この問題は、まだ具体的なことが何もなかったので残念なんですけども、次の問題に入りたいと 思います。

続きまして、林業振興・誘致企業による地域振興の方向を伺うということで、これは、さきに大きな木材企業が進出をしてくると、誘致するという動きがありまして、これに対して市としても応援をし、地域の産業を活発にしていきたいと。特にこの関連企業における雇用の確保とか、それから、そうした郡上は本当に森の、森林の多い市ですから、その森林を有効に活用していくということで、非常に今の時期に効果が上がれば、本当に望ましい取り組みになるというように思っておるんですが。

一方で心配もあるわけですね。この企業が当初は5万立方でしたか、年間にそれだけの木を切り 出して、そして行く行くは10万立方を目指していきたいということで、将来もどんどんそういう形 で郡上の木が活用されると。それに付随して雇用も、それからいろんな関連企業、事業所も活発に なっていくと、大変いいことではないかというふうに私も思っておるんですが。

一方では、どこでもよくある、大きな企業が入ってくると、調子がいいときはいいんだけれども、 悪くなるとすっと抜けてくというようなことがあってはいけないと思いますし、そういう中で、大 きな企業だけが大きな利益を上げて、地元にはほとんどないというようになってもいけないという ようなことで、この問題については、この議会の中で、市としてはこういう姿勢をとってるんだと。 そして、市民の皆さんの協力も得て、これは協同組合という形で行われるんですけれども、それが 適正な運営の中で発展をしていくということについて、市の見解を明らかにしていただきたいとい うように思いますので、よろしくお願いします。

## **〇市長(日置敏明君)** お答えをいたしたいと思います。

ただいまお話ございましたように、郡上市に大型の製材工場を立地をさせるというプロジェクトが現在進みつつございます。その中心となります企業は、広島県の呉市に本拠を持ちます中国木材という会社でございますけれども、ここの子会社と、それから地元の県信連、あるいは郡上森林組

合、あるいは地元の製材企業、そういったところが、長良川木材事業協同組合という組合をこの 8月に設置をいたしました。そういうことで、現在、郡上市の白鳥町において、その大規模な製材 工場の企業立地を進めようとしております。

今のところ、11月末までにほぼ用地取得を完了いたしておりまして、現在、開発協議等の準備、 あるいは新工場の機械設備、製材工場の機械設備等の設計準備等を進めておりまして、ほぼ順調に 進んでおり、平成27年の年明けぐらいから試験操業に入れるのではないかというふうに私どもも期 待をいたしております。

一方、この企業、事業協同組合、現在既に郡上市内において求人活動も進めております。まだ必ずしも必要な要員が集まっておりませんけれども、おおむね当初は、先ほどもお話ございましたように、年間5万立方メートルほどの原木を製材加工するという想定のもとに、現地での、郡上市での雇用の確保をとりあえず15名から20名というふうに想定をして、今求人活動をいたしているところでございます。

こういう形で今準備をしておりますが、その効果やいかにと、こういうことでございますけども、この効果につきましては、私どもは、もちろん製材工場での直接雇用の確保ということで、これが仮に15名、20名というふうにすれば、そうした意味での雇用効果があるというふうに想定をいたしておりますし、また、ただいま申し上げましたように、年間5万立方ほどのそういう原本需要が発生するということの中で、郡上市の林産業、要するに山へ行って、今成長した木を切って切り出すと、こういう林産業に対する効果がかなり大きなものがあると思います。

もとより、5万立米とか、10万立米という材積の原木を全て郡上から出すということではございません。恐らく条件さえ整えば、近隣の林業地からも出てくるだろうと思いますし、私どもが郡上だけから例えばそれを出すということで、無理なまたことをやってもいけないというふうに思っておりますので、そこのところは適切にやってまいりたいと思いますが、いずれにしろ、そういう形で、この山仕事としての雇用の確保が相当、数十名とかというような規模では少なくとも当初のうちから、これから出てくるんじゃないかというふうに思います。

それから、当然そういう林産活動を活発にするためには、森林作業道とか、林道とか、そういう ものもつけなければいけませんし、そうした切った木の原木の運搬というようなことにも、いろん な意味で需要が出てくるだろうというふうに思っております。

問題は、そういう形で大きな製材工場が立地をして、それが私たち郡上の山持ちの林家の皆さんに納得してもらえるような価格で引き取ってもらえるという、このところが非常に肝心のところでございまして、この辺のところについては、山元である、この地元の郡上市の林家の皆さんに喜んでいただけるような価格で、その製材へ納めてもらえるような、そういう話し合いというか、そういうことが必要になってくるだろうと。一定の期間、一定の価格でというような協定を結びながら

出材をしていくということになると思いますが、そうした点に十分留意をしてまいりたいというふ うに思っております。

また、その御指摘のように、既存の製材工場はどうなるんだというような御心配もございます。 この辺のところは、今回立地をするところの製材工場は、主として例えば中京地域とか何とか、そ ういうようなところへの大きな市場へ向けて出すということで、できるだけこの地元の例えば建築 工務店とか、そういったところに対する直接的な製材品の需要というようなもの、地元のこれまで やってこられた地場の製材企業、そういったところとできるだけ競合しないようにという配慮は必 要だろうというふうに思っておりますし。

また、現在、この事業協同組合は、例えば中国木材という大きな会社を背景にしておりますので、そうしたところが従来持っている製材品の流通ルートというものに、地元の在来の製材企業の製品も乗っけて販売をしてもいいよというようなことであるとか、あるいは新しくできるその大型の製材工場の持っている乾燥施設について、地元の在来の製材企業さんにも使っていただいても結構ですよと。そういうことで、その乾燥施設を活用することによって、地元の製材品もより品質の高いものにしていくというような協同ができませんでしょうかというようなことも言っておられますので、何とかそういう形で、今度出てくる大型製材工場と在来の地元の製材企業との調整を図っていくということは非常に大切だと思いますので、そうした点には十分配慮をしてまいりたいというふうに思っております。

いずれにしろ、こういう形で、かなりインパクトのある企業をこれから迎え入れるわけですので、 郡上市としては、そういう原木生産に対する体制の整備であるとか、あるいは一挙に木を切ってし まって環境を悪くしたりとか、そういうことでもいけませんし、そういう意味で、相当主伐といい ますか、木を切り出した後の郡上の山づくりをどうするかということも十分考えながらやってまい りたいというふうに思ってるところでございます。

(6番議員挙手)

## 〇副議長(武藤忠樹君) 野田龍雄君。

○6番(野田龍雄君) お話では、かなりいろいろ配慮をしながら、特に既存の工場との共存といいますか、そういうことも考えていきたいということで、非常に大事だというふうに私も思っていますが、何分大きな企業でありますし、具体的になるとどうなるんかなと心配もあります。そういった点では、十分こちらの姿勢をきちんとさせて交渉していく必要があるというふうに思いますが、今のお話の中では、切った山の後をどうするかというようなことも今後は考えていかなければならない。

また、これはまたの機会にお聞きしたいと思いますが、本当に山というのは、せっかくの山が今 荒れてしまっている。多くの人が山を手放しているという現実を見たときに、これが一つの大きな 契機となって、山が大事にされていくことを望みたいというふうに思います。非常に難しい問題を 含んでいるとは思いますけれども、そういう希望をして、この問題については、次に移ります。

2つ目に、山の材価、木材をどうやって切り出すかという問題であります。郡上などは森林組合が中心になって切り出されておるというように思います。年間7万とか、8万立米という数が出とるようにお聞きしておりますが、育つ材木はもっと多くて二十何万というように聞いておりますので、活用はできるなという、数字の上だけでは言えると思いますけれども、それをどうするか。

実は10月の終わりごろに、22、23と、日吉、これは森林組合、非常に有名ですので、そこへ行ってきたんです。京都にあります日吉森林組合を視察してみました。そこで私驚いたんですけども、本当に現場へも行って見せていただいたんですが、その地域の山全体の施業計画というやつをつくりまして、こんなような表にして、これある1つの山を、そんなに大きくない山なんですが、ずっとこうやってやれば、幾らぐらいのお戻しができますよと。御返却と書いてありますけどね。

このときは、樹齢がどんだけで、どんだけの木があって、それを搬出するのはどんだけ。この場合は46立方メートルというやつを出すという計画で、御返却が9,700円と書いてありました。9,783円。実際にこれはやった後、こういうようになりましたよということで、もう少し多なって2万どんだけやったと思いますが、それだけ――ここには今ちょうど出ておりません。そういうように、実際にはかなりあって、持ち主の方も非常に間伐にも意欲的になされる。そして、七、八年から10年の間隔で、次の間伐についてもまた頼むというような話があって、これから先、数十年のそういう施業計画を立ててやってみえると。それをやれるようにするには、森林組合も大いに自己改造をしてやるということで、いろんな努力してみえました。

きょうは詳しい話をしている間はありませんし、市の執行部から行かれたこともありますので、 そういう話を聞いていただきまして、ぜひ郡上の業者さん、あるいは森林組合等に対しても、そう いう点で指導といいますか、助言といいますか、一緒に懇談しながら、郡上の森林を本当によくし たいという努力をされる必要があるというふうに思いますので、その点について、簡単で結構でご ざいますので、御感想というか、御見解をお伺いしたいと思います。

#### **〇副議長(武藤忠樹君)** 市長 日置敏明君。

○市長(日置敏明君) 今御指摘いただきましたように、京都府の南丹市の日吉森林組合、ここに、 今は顧問になっておられるようですが、湯浅参事さんという大変著名な方がいらっしゃいまして、 リーダーとして、今御指定のような、非常に積極的な取り組みをしておられると。

一言で言えば、森林施業の事業地の集約ということと、それから山を持っておられる林家の方に、こうしてこうすればこうなりますよという提案を非常に見えやすい形でやっておられるということで、このことについては、郡上の森林組合も既に湯浅参事さんを何度かお呼びをしたりして勉強をしておりまして、今そうした方向で森林経営計画等を立てる中で、郡上市の森林というもの、山づ

くりというものをどうするかということで真剣に取り組んでおっていただけると思います。

森林組合と、それから民間の林業事業体、こうしたものも協調をして、先ほど申し上げたような、 非常にこれからの郡上の大きなそうした時代の節目に対応していけるように、郡上市としても十分 努力をしてまいりたいというふうに思います。

#### (6番議員挙手)

- 〇副議長(武藤忠樹君) 野田龍雄君。
- **○6番(野田龍雄君)** 時間が来て、まことに申しわけないんですが、最後のところ、触れるだけお 願いしたいと思います。

この建設事業については、前にもお聞きしたし、今も簡単に触れようと思うと同じことになってしまうと思うもんで、できれば、先ほども他の議員の方から、もう少し、ただ減らすだけではという意見もありましたけど、私は全く逆の、市債を、残高を、非常に郡上は高いもんですから、どうでももう少し減らして、市の平均が岐阜県の中では8.7%でしたか、去年のあれはね、集計されたものが。ですから、郡上は20%近いという中で、18.5でしたか、去年はね。そういう中で、かなり高いから、それの負担が市政にかかっておるというように私は思っておるんです。ですから、少なくとも平均ぐらいまでにはしていく必要があるんではないか。

そうすることによって、今公債費を毎年60億円近い、前後の返済をするわけですけれども、利息も含めてしていかなきゃいけませんので、これを何とかもう少し減らす必要がある。もちろんこの市債を使って有効な仕事をし、国などの補助を受けて、過疎債とか、辺地債、あるいは合併交付税なんかもそうですね。それは、それなりの工夫はというように私は思いますけれども、ただ、残った市債がこんなに大きいということについては問題であるというように思いますので、その点に絞って、市長としては今後どう考えてみえるかお聞きをしたいと思います。

- 〇副議長(武藤忠樹君) 市長 日置敏明君。
- ○市長(日置敏明君) この問題につきましては、片一方では、市の財政運営が消極的に過ぎるんじゃないかと。もうちょっとやったらどうだという御意見と、ただいまの野田議員のような御指摘に挟まれまして、私どもも苦慮をいたしているとこですけども。基本的には、私も郡上市のそうした実質公債費比率等は高いと思っております。しかし、ただ低くすればいいというものでもないわけでして、その必要なものはぎりぎりの範囲の中でやっていかなければいけないというふうに思っております。

そして、ただし、前々から言っておりますように、18%、実質公債費比率を18%という比率は早く切りたいということでございまして、これは今度の25年度の決算が出れば、恐らく17%前後に切れるんではないかと思っております。

御理解をいただきたいのは、建設事業を削って、あるいは起債を削って、福祉や教育や産業振興

に回せということをよくおっしゃるんですけれども、投資的経費は性質別経費ということで分けた 経費であって、この中には、例えば教育ということでは、八幡中学校の耐震補強だとか、それから 白鳥中学校だとか、大和中学校だとかという教育振興のための教育施設の整備、あるいは八幡の幼 稚園の跡地につくった八幡の保健福祉センター、あるいは白鳥のことばの教室、あるいは大和町で つくった旬彩館、こうしたもの全て、福祉や教育や産業振興のために必要な投資的経費ということ でやっているんであって、その投資的経費、あるいは建設事業を一概に減らして産業振興や福祉や 教育に回せという議論は、議論の仕方が少しすれ違ってる面もあるんじゃないかと。

だから、投資的経費であるから、反福祉であったり、教育であったり、産業振興を考えてないということでなしに、それはそういうものを活用して、そういう行政目的のために生かしているんだということについては十分御理解をいただきたいというふうに思います。

## (6番議員挙手)

- 〇副議長(武藤忠樹君) 野田龍雄君。
- **〇6番(野田龍雄君)** 今の見解については、また論議もしたいというように私は思いますけれども、 時間が来ましたので、これで終わります。
- **○副議長(武藤忠樹君)** 以上で、野田龍雄君の一般質問を終了いたします。 ここで暫時休憩をいたします。再開は2時15分を予定いたします。

(午後 2時01分)

**〇議長(清水敏夫君)** 議長を交代いたしましたので、よろしくお願いをいたします。

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 2時14分)

## ◇渡辺友三君

- ○議長(清水敏夫君) 15番 渡辺友三君の質問を許可いたします。 15番 渡辺友三君。
- **〇15番(渡辺友三君)** ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一 般質問をさせていただきます。

大きくは2点でございますが、まず1点目やります。

(仮称) あゆパーク構想についてということで質問を上げておりますけれども、最近、あゆパークという言葉が県の情報誌等でもよく耳にするようになりました。この点につきまして、何も今までどのような事業であるかとか、いろんな点でお聞きしたこともございませんのでお伺いをしたいと思いますが、現状におきます県の考え方はどのような施設なのかをお聞きしたいと思います。

現在、岐阜県におかれましては、あゆパーク(仮称)の建設推進に向けて進められておるようでございまして、今年度内の基本構想づくりを進めてみえるとお聞きしております。去る9月県議会においても、野島県議より、鮎漁業の振興についての質問があり、岐阜県知事よりいろいろと答弁がある中で、現在、地元郡上市と施設の内容などについて協議を進めており、今年度中に基本構想を策定する予定であり、来年度以降に基本計画の実施など、具体的な施設整備に着手していきたいとの答弁がされておるようでございまして、野島県議の広報のほうにも記載をされておるところでございます。

現在、私ども何も知らない中で、平成22年度の、またこれも新聞記事なんですけれども、さきにこの質問状と一緒にお渡しした「15億円構想、20年の迷走」というような、中日新聞の2010年の新聞記事の切り抜きなんですが、県の考え、また地元の思い、その金額も15億円と書いてあるのも、また、中には22億円から23億円をかけてもらえるというようなことも期待として載っておるような状況でございまして、現状における県の考えはどのようなものなのか。

また、市民からも、またこの郡上市議会の中でも、この所管が産業建設であるので、何か話はあったのかとか、いろいろと質問も耳に入ってくるとこでございますので、現在協議を進められている中で、県の考えはどのようなものか、おわかりの範囲で御説明をいただきたいと思っております。

○議長(清水敏夫君) 渡辺友三君の質問に答弁を求めます。

副市長 鈴木俊幸君。

○副市長(鈴木俊幸君) 長良川の仮称でございますけども、あゆパークの建設の経緯でございますけれども、これは、平成2年に長良川の河口堰にかかわる漁業補償の関係でございまして、当時の水資源開発公団と長良川漁業対策、漁対協でございますけど、対策協議会との間で、こういったようなことが確認をされております。

1つは、人工河川、あゆ人工産卵床の、いわゆる卵の床ですけど、卵床の設置、あゆ等種苗生産施設の建設整備、3番目に、長良川あゆパーク(仮称)等の建設、漁場、これ河川等の整備でございます。漁場の整備。それから、長良川の環境整備、漁業権を有する7組合の漁場区域でございますが、それの環境整備。それから、水産研究施設の建設整備。7番目に、その他必要と認めた事項というものがございまして、この3番目にありました長良川あゆパークだけが、もろもろ約束した中で残っておると。

これまでに、人工河川につきましても、あるいはあゆの種苗生産施設につきましても準備をして きたといったことでございまして、長良川あゆパークだけが残ってきたということでございます。

それで、これは当然郡上市といたしましては、平成19年に県が郡上漁業協同組合、郡上漁協と地元の白鳥町の商工観光関係及び体験学習などに取り組んでおる、いわゆるNPO等々の専門家からなる長良川あゆパーク専門委員会を設置し、10回におよぶ委員会の開催がされてきたということで

ございます。

しかしながら、なかなかこれが具体化してこないというような状況下の中で、我々としてもどういう形でこれが進められるんかといったことも県のほうへ要望等々をしながら、県の事業でございますので、何としても県に行っていただきたいということをお願いしてきております。

それで、コンセプトといたしましては、今現在県の考えておりますのは、4つの基本姿勢、清流長良川を舞台に、「河川漁業を守り、活かし、伝える」鮎王国ぎふ復活の拠点にするということで、1つ目の姿勢は、河川漁業者(組合員、遊漁者)の養成が効率的・効果的に実施できる施設。2つ目が、「清流の国ぎふ」を具現化した施設。3つ目が、地元意見を活かした構想。4つ目が、地域資源を最大限に活用した地域の中核となる施設といったことで、特に体験学習活動なりに取り組んでいる専門家の意見に基づき、想定利用者のニーズに合った魅力的な内容とし、集客力を高めると。また、周辺施設との連携や地域団体の地域振興活動拠点として利用を促進するなど、地域全体の集客向上を図り、地域の中核的な拠点施設としての役割の施設というのが県の考え方でございます。

(15番議員挙手)

## 〇議長(清水敏夫君) 渡辺友三君。

○15番(渡辺友三君) ただいまの答弁の中にございましたように、実際これ長良川河口堰運用の時点での7漁協と県とで定めた中での水産振興策の中の一つというふうな思いをしとるわけなんですが、まだそれで実際に現実実現してないのはこの問題であるというようなことですけれども。

どうも素人の私ども考えますと、漁協との話の中で進められるというか、その補償問題の中の一つというふうに考えますと、全面的に前に出てくるのは漁協であって、市ではないのでないかというふうに思っておるんですけれども。現在、その漁協の役員さん、また漁協の組合員さんの中では、いろいろとあゆパーク等でなくて、ほかの振興策ももっとあるんでないかというような話もあるようにも伺っとるところなんですけれども、この辺について、例えば郡上漁協のほうと、このあゆパーク構想についてのいろいろと意見交換などをされたことはないのか、その点についてお伺いします。

#### 〇議長(清水敏夫君) 副市長 鈴木俊幸君。

○副市長(鈴木俊幸君) 郡上漁協の役員、職員ですけども入っていただきまして、この専門委員会に参画した中でお話をいたしております。それで、漁協といたしますと、まず先ほど述べました漁対協との約束の中で、例えば河川の整備、長良川全体があくまであゆパークであるんだと。その中で、人工河川の設置とか、種苗生産施設とか、あるいは漁場整備、そういったものをまずやっていただきたいんだと。

そういったことは、もちろん先ほど言いましたように、それなりの金額、大きな金額を投資しな がらやってきておっていただきますので、あとのあゆパークについても、最近、遊漁者、あるいは 組合員が非常に減少、あるいは高齢化しておるという課題がございますので、若い人たちがそういったことに取り組めるような施設整備、ソフト面も含めてでございますけども、やっていただければ、釣り教室等々においても一緒になってやっていきたいという考え方はお聞きいたしております。

(15番議員挙手)

- 〇議長(清水敏夫君) 渡辺友三君。
- ○15番(渡辺友三君) 今言われましたように、これまでにいろいろと水産振興策は行われたと。 その中で、はや既に50億円以上のお金が費やされてきとるわけでありまして、この新聞の中にもあ るんですが、いろいろと要望もある中で、もう少しコンパクトにできないのかとか、大きな箱物を つくっても運営ができなければ、ただお荷物になるだけであるというような、いろいろと懸念をさ れる県の職員の方もおみえになるようでありまして、郡上市として、例えば今県のほうでこういう ふうな構想をつくられる。それについて、市としてはどのような方向で、どのようなスケールでも っての実際の事業化に向けての思いをしてみえるのかお伺いしたい。
- 〇議長(清水敏夫君) 副市長 鈴木俊幸君。
- ○副市長(鈴木俊幸君) このあゆパークが白鳥町の長滝に決定したのが、平成15年に計画地として 決定されたと。それから10年を経過しとるわけでございますけれども、当然に県有施設として我々 としても大いにこの施設を活用しながら、地域活性化を図っていきたいなということを思って、い ろんな意味で、子どもたちや若者を中心に魚釣りや自然環境に関心を高めてもらい、遊漁者の人口 の増大とか、河川漁業者をふやすための学習機能、あるいは体験機能、特に郡上鮎はブランドでご ざいますので、そういったことから考えますと、情報発信機能を備えた施設にしたいということを 思っておりますし、当然に、あゆパークということに限定をすることなく、当然長滝という地域で ございますので、そこには道の駅とか、白山文化博物館等々の施設がございます。そういったもの との一体の中で地域振興政策をとっていく必要があるんじゃなかろうかということもまた考えてお ります。

当然県の施設でございますので、県の管理から、多分の市のほうにも協力依頼があるんだろうと 思っておりますけれども、当然その辺については今後の交渉課題になってこようと思っています。 ただ、本当に大きな施設になって、重荷になってはいけないということは当然でございますし、 維持管理の負担を十分、これはどういう形になったらいいんだろうということも県とともに検討を していく必要があるんじゃないかということを思っております。どちらにいたしましても、白鳥の 長滝の地域の中で価値のある施設にしていきたいということを思っております。

(15番議員挙手)

- 〇議長(清水敏夫君) 渡辺友三君。
- **〇15番(渡辺友三君)** 今副市長からありましたけれども、県でこれをつくられるということで、

一番心配するのは、県がつくってくれた、それを受けた。ただそれだけで済むんでなしに、後の経費から何から郡上市ということになると、その本当に運営ということ、営業ということになりますと、大変なこれお荷物になると大きな負担ですので、この辺については本当に真剣に考えて、どの程度のものか。

例えば今現在ありますように、白山文化施設もありますし、その156号線沿いのもう少しこっち 行きますと白山物産センターですか、白鳥物産センター、済みません、もあるわけでございまして、 その改築等についても、今いろいろとそちらのほうでも検討をされているような状況でございまし て、156号、これからどんどん通行がふえるよりも、四車線化していくと、なおさら今度は逆に減 る可能性もあるというようなことを考えますと、あそこを通る車をいかにしてとめるか、そうする と同じ白鳥地内でとり合いになるような状況では、これはどちらにとってもマイナス面が出てきま すので、大いにその辺もよく検討していただいて、この事業に進んでもらいたいと思うんですが。

これ先日、この後の質問者もありますけれども、下川町へ行って議長さんと話す中で、県、国の補助金を取りに行くんでなしに、今職員がプロポーザルで勝てる提案して、そこへ逆に補助金をつけてくれるような提案をしていく、そういう職員をつくるのが今の行政の務めであろうというようなこと、懇談の場で議長さん言ってみえて、下川町、それをやって今成功しとるんやというような御発言もございました。

どうかその辺もよく踏まえていただいて、この辺の、この事業があるので、そしたらうちへいただきますでなしに、こういうことの地域の発展のために、この事業は何でもとにかく必要なんだという姿勢が必要だと思うんですけれども、市長、この辺についてのお考えがございましたら、突然市長で申しわけないですが、お答えがお願いできたらと思いますけれども。

### 〇議長(清水敏夫君) 市長 日置敏明君。

○市長(日置敏明君) あゆパーク構想につきましては、副市長が申し上げたとおりでございます。 せっかく県と漁対協との間でそういう話になり、合併前の白鳥町が候補地として手を挙げられて決 まったという経緯があるわけでありまして、私たちとしては郡上の地域活性化に最大限役立つよう な施設をつくっていただくと、こういう基本姿勢を堅持しながら対応していきたいというふうに思 います。

#### (15番議員挙手)

#### **〇議長(清水敏夫君)** 渡辺友三君。

○15番(渡辺友三君) 今質問の趣旨が伝わらなんだのかなと思いましたけれども、とにかくこれが市にとって負担とならないようなことだけはお願いをしたいと。県がつくってくれた、郡上市が受け取った、経営が大変厳しゅうなったでは、これ何もなりませんので、この辺だけはよく検討をしていただきたいと、かように思いますので、よろしくお願いいたします。

2点目に移ります。2点目の災害防除ということでございますけれども、実際にはこれ9月にやる予定でしたけれども、若干とうが立ってきておりますが。緊急地震速報、慌てずに我が身を守る行動をとってくださいとか、特別警戒、直ちに命を守る行動をとってくださいというような緊急放送がされるわけですけれども、これによって実際何ができる。この放送を聞いた時点で何ができるということが本当に心配なんですけれど。

さきの8月8日の午後4時過ぎに、突然のJ—ALERTで一斉に防災無線から緊急地震速報が流れまして、またテレビ、ラジオでも、また携帯電話へもメールが一斉に告知されて、一瞬地域全体がパニックになったように思ったんですけれども、あのときは奈良県と和歌山県の境付近で地震が発生予測をされまして、深さ60キロ、マグニチュード7.8という、阪神・淡路を上回る推定がされておりました。実際には和歌山県北部で若干の揺れがあったようでありますけれども、幸いにもこの地方では震度を感じる揺れも全くなく、何事もなく過ぎていって大変よかったわけでございますが。

この誤報を教訓としまして、今後いつ発令される、また何どき発生するとも予測不可能なこの緊急地震に対して、この郡上市役所及び消防署、また病院、福祉施設はどのようなあの時点で行動、ああいう時点では行動基準を定められているのか。また、現実にどのような行動がとられたのかをお伺いしたいと思います。

特に病院または福祉施設等では、とっさの動きのできない方も多く見えるわけでございまして、 直ちに命を守る行動と言われても、なかなかその方が動けるはずもございませんし、そのような公 共の場では、本当に実際その場で何ができたか、そんなことをお伺いをしたいと思いますのでよろ しくお願いします。

### **〇議長(清水敏夫君)** 答弁を求めます。

消防長川島和美君。

**〇消防長(川島和美君)** それでは、最初に、郡上市消防本部の対応についてお答えをさせていただきます。市役所等の対応につきましては、総務部長のほうから答弁をさせていただきます。

消防本部でとった速報発表後の対応ということですけど、県の防災行政無線、それから国と地方 公共団体で緊急情報を通信するシステムがあるんですけど、これ通称エムネットと言っております けど、このエムネット、そしてあとはテレビとか、インターネットなどの通信事業者からの情報確 認作業を行いました。

あと、当消防本部には非常災害警防規程というものをつくっておりますけど、これはどういうものかといいますと、重大な災害の発生または災害の発生するおそれがあるときの消防職員の招集基準を定めたものです。この規程には、第1次非常配備から第3次非常配備まであります。第3次非常配備のときは、例えば震度5強以上の地震が発生したとき、それから特別警報が発表されたとき

などは全職員を招集するようにしております。こういったものの準備を行ったということです。

あと、実際に災害が発生したときの対応なんですが、119番を受けつける指令台等の設備、それから無線通信設備の動作確認試験をまず行います。それから、今言いました非常災害警防規程の第2にするのか、第3の非常配備にするのかといったことで検討をして非常参集をするということです。

あとは、エムネット、それから県防災行政無線での情報収集、あと管内の被害状況の把握も当然 これは行っていきます。あと、郡上市内の被害が非常に広い範囲であると、広域的であるというよ うな場合は、岐阜県の消防相互応援協定というのがありますし、あと緊急消防援助隊出動要綱とい うのがありますけど、これに基づく応援要請を行っていくということと、郡上に被害がない場合は、 これらの要請により当本部が出動するということになります。

以上です。

- 〇議長(清水敏夫君) 総務部長 服部正光君。
- ○総務部長(服部正光君) 私のほうから、市役所と病院と福祉施設の関係の対応を御報告させていただきます。

まず、8月8日のときには、地震速報の際には、まず市内の状況を把握するために、テレビ、また震度情報とか、地震情報等々の収集に努めたということでございます。そこで、努めておって、地震は震度がなかったということで、待機体制をとっておったと。その後に、18時15分に気象庁からの誤報との発表があったということでございます。

また、福祉施設ではないんですが、保育所の関係では、特に延長保育児17名が在席していたということで、発令直後に園児を1カ所に集めて地震の発生に備えたということで、保護者への連絡につきましては、地震震度がないということで、その辺は待機としておったということでございます。それで、発生後のことですが、これから地震というのは、発生した場合、まず初動体制としまして、状況の把握、これが一番大事ではないかなと。市民の方に正しい情報発信するということが重要であるというように思ってございます。

また、防災計画の中で、行動基準でございますが、震度4以上の場合において、震度4では、総務班とか、建設班、水道班等がございます。そこで、まず準備体制をとります。それと、震度5弱では警戒体制、また震度5強では非常体制といったふうに当たります。これは、被害の発生にはかかわらず、このような震度あった場合にはこの体制をとっていくということでございます。

また、被災情報の収集とか、そういうものにつきましては、特に電話等とか、無線等での状況確認とか、災害対策本部各支部の活動班が地域巡回して、現地確認を実施するというような状況でございます。

また、被害対応については、これ他の災害と同じように、災害対策体制の中で、本部の中に10部

と、また各地域で7支部ということで対策に当たるということでございます。

地震等においては予測が非常に不可能という中で、発生する前から建物の耐震性の強化とか、転倒しない家具の設置など、そのようなことを行うことが非常に重要であるというように考えておりますので、このことについても市民の方への啓発等を進めていきたいなというふうに考えてございます。

また、市民病院の関係ですが、地震が発生した場合においては、まず入院患者の方には各病室に とどまっていただくよう指示をするということでございます。まず第1に、その指示をしまして、 その後に揺れがおさまってから、避難が必要であれば誘導するというような形になっていくと思い ます。

それと、さらにまた、院外からの患者とか、そういうこともございます。そのために、トリアージ体制等の訓練も実施しておるということで、対応ができるような形にしてございます。

また、偕楽園においては、利用者の方が火災時等を含めて安全に避難できるように、日ごろ、通路により館外へ脱出できる訓練を実施しておると。そこで、自力で避難できる方、また他の助けが必要な方というような個々のデータをとりながら、同じ程度の方を部屋の並びでそろえて、避難がスムーズにできるような対応をとっておるということでございます。

ここでも、こういう速報とか、地震が起きたときには、すぐに館内放送で周知して、転倒防止や 倒れてくる物から身を守る行動を徹底していきたいというふうに考えております。

保育園等においては、東海地震に対する対応指針に基づいてのマニュアルがございます。ここでは、登降園時とか、在園時、園外活動時のシチュエーションごとにおいて、確実に実施できる訓練を今実施しておるという状況でございます。

以上でございます。

## (15番議員挙手)

### 〇議長(清水敏夫君) 渡辺友三君。

○15番(渡辺友三君) ただいま総務部長より、いろいろと各持ち場においての行動基準等も御説明いただいたわけですけれども、実際になかったもんでこれ言えるだけで、本当に実際あったらどうなることやろうというふうに心配をするわけですけれども。

教育長にお伺いするわけなんですが、さきの3月議会のときも、子どもたちの安心安全の確保というようなことで、ふだんの子どもたちの生活の中で緊急事態の、その対応についてということで御質問しておりますけれども、そのときも教育長から答弁いただいておりますが、今度は子どもたちが夏休み中で、まだ4時過ぎということで、私どもの孫も川行ったなり全然帰ってきませんでしたし、屋外で遊んどって、全然どこにおるやらわからんような状況でございましたけれども。

実際に何事もなくこれ過ぎていったでいいわけなんですが、恐らく誰一人として、子どもさんが

家へ電話かけたり、また親がJ一ALERTが鳴ったときに探して歩いたりした、親が子どもを探して歩いたことも多分ないと、なかったであろうと思いますが、恐らく今となって、8月から今まで過ぎておると、あのときの雰囲気等も皆さん方大体忘れかけて、独特の嫌な雰囲気の告知放送も忘れられておりまして、記憶から去りかけているのではないかと思います。

そんなとこまで、今ここでやらんでもいいんでないかというようなことも思われるかもしれませんけれども、日ごろからの防災訓練、また講習等がいざというときに役に立つのではないかと思っておりますが、副市長、前回の3月のときに、火災や地震など多様な災害に対して、命を守る訓練は年に3回はやっていると。

また、川の危険性とは何か、天井が落ちてきたらいかにするかなどを具体的に丁寧に指導をし、 職員がいない場合でも、行動は自主的に判断できるように育てているという御答弁いただいており ます。

また、学校や地域で防災会議を設置して、7地域ごとに園と学校と行政が連携をし防災に当たる 組織を立ち上げ、緊急時における連携の仕方や家庭への連絡の仕方について協議しているという、 そのとき御答弁いただいておりますけれども、この間の8月8日の警報を受けられて、教育委員会 としてもう一度、学校機関、そして保護者等への一つの指導等も必要ではないかと思いますけれど も、その辺についての教育長のお考えをお伺いしたいと思います。

## 〇議長(清水敏夫君) 教育長 青木修君。

○教育長(青木 修君) なかなか特効薬といいますか、こうすれば必ずこうなるということは難しいと言えるわけですけども、私としては、実際的な命を守る訓練を大切にして、それを繰り返すということで、危険に対する物の見方、あるいは考え方、そのときの行動の仕方ということを見つけるようにしていくということが基本だろうと思います。

そういうことから考えますと、従来は、例えば火災とか、あるいは地震を中心とした命を守る訓練が多かったわけですが、現在は、例えば土砂災害、これは幼稚園で1園、それから小学校7校、中学校6校でその訓練を行っておりますし、また水害についても、幼稚園で1園、そして小学校で11校、中学校で6校、雪害についても、幼稚園で1、小学校で3、そして中学校でも同じく3という訓練の多様さについては、過去と比べればふえているというふうに思います。

ただ、こうしたことをやったからといって、必ずしもそれがそのまま行動に結びつかないというおそれもありますので、いざというときの判断力、それから実行力、実践力を身につけるのには、教職員がついていないときにどう考え、どう行動するかということも大事な訓練の内容になっておりますので、場面に応じた具体的な行動の仕方ですとか、あるいは学年に応じた役割分担とか、あるいは行動の仕方といったようなことについて訓練で身につけれるように、例えば担任以外が指導する時間の場合だったらどうなのか、それから子どもだけの休憩時間や放課後であればどうなのか、

それから登下校中を想定した場合にはどうなのか。

そして、子どもたちだけいる場面というのをできるだけ多様に想定をしながら訓練をしていくということを繰り返していくということが大事だろうというふうに思いますし、学校の教育全てそうですけれども、学校の中、教室の中だけで通用するということでは本当の力にならないというふうに思っておりますので、できるだけ生活との結びつきというものを大事にするような、そういった訓練にこれからも少しずつ改良を加えていくということが必要だろうというふうに思いますし、私たち教育委員会としても、そうした方向で指導を進めていきたいというふうに思っております。

## (15番議員挙手)

## 〇議長(清水敏夫君) 渡辺友三君。

○15番(渡辺友三君) ただいま教育長のほうから、日ごろの訓練という言葉が出ましたけれども、 さきの東北大震災のときも一番有名という言い方は大変失礼なんですけれども、鵜住居地区の中学 校の中学生が、とっさに自分の地域の子どもを連れて山の上まで駆け上がって、そして全員が助か ったという事例もございましたけれども、本当にふだんからのそういう訓練が、いざという場合に 生きてくるであろうなというふうには強く思っております。

そのときの記事の中にも、日ごろの防災講話や訓練がいざというときに本当に役立ったというふ うな締めの言葉がありますけれども、そういう点は今後においてもしっかりと進めていっていただ きたいと思います。

ここでもう一つなんですが、滋賀県の日野町という幼稚園、これ幼稚園なんですけれども、教室の壁の後ろに木製のロッカーが全部用意してありまして、個人個人の。そこへふだんは荷物を入れておるんですが、訓練のときに常に出して、そこへ子どもが入り込むという訓練がされておりまして、実際その隣の小学校で訓練やって、その放送が流れてきたときに、子どもたち園児が何したというと、先生の言うことも聞かずに、さっとその後ろへ行ってロッカーへ入り込んだという事例がこの間の新聞に載っておりましたけれども、そういうとこでも日ごろの訓練、先生云々でなしに、しっかりと子どもたちには身につくのかなというふうに感じましたけれども、そのことも記事としてありましたので御紹介だけさせていただきます。

最後の1つなんですが、地域でいろいろと、その地域ごとに出される気象状況によって、いろいろと郡上市全体でなくても、この地域この地域というようなことがあると思います。さきの決算審査のときにも、あれ係長か誰かだったと思うんですが、雷情報、八幡なら八幡の雷が朝、登校時に出ておったらどうするんやという点を聞いたところ、今その点についても自分たちも心配しとると、気にしとるというような答弁いただきましたけれども。

先日、大津での議員研修のときに、この雷情報、そっちはどうなんやといったら、うちは雷だけでなしに竜巻情報も本当に重要なことで、その辺についても考えておるが、そっちでも竜巻情報は

どうやって。郡上では竜巻はそう考えたことがないがというようなことで話してきましたけれども。 あの時点からで、例えば朝の登校時のまだ先生方も多分学校へ全て集まってみえるわけでないで しょうし、教育委員会も当然 7 時20分ごろですと、なかなか集まって出社してみえるところであり ませんけれども、その辺、その朝の登校、局地的に鳴っとる雷に関して落雷等の危険性は十分考え られるわけなんですが、その辺についての学校ごとの判断、どのようなことでのそういう情報とい いますか、伝達発令情報されるのかお伺いしたいと思います。

- 〇議長(清水敏夫君) 教育長 青木修君。
- ○教育長(青木 修君) かなりの確度で雷の心配があるといったときには、これは学校のほうから 一斉のメール配信で連絡をします。ただ、メールの登録をしておみえにならない家庭もございます ので、そういったところについては電話で連絡をするということで、まずはそういった連絡方法を とっておりますが、突然ということだって起こり得ますので、そういった場合は、警報が仮に出て いなくても、雷のおそれがあるという場合は、これは保護者の方の判断ということになりますが、 以前は、そういった場合は自宅待機ということはしておりませんでしたけども、これからは、そう いった場合も自宅待機をすると。

それから、その自宅待機をした場合に、私たちとしては、子どもたちが学校へ来ているかどうかというの安否が非常に心配ですので、そういう自宅待機をしている家庭については、落ちついてから学校へ、こういうわけで自宅待機したということを電話で連絡をしていただくようにということを、学校から家庭への通信等で今通知をして終えたところでございます。

## (15番議員挙手)

- 〇議長(清水敏夫君) 渡辺友三君。
- ○15番(渡辺友三君) その辺、一番大事なのは、自宅待機なり何なりという、各家庭での判断できるような基準だけしっかりと伝達だけお願いしたいと思います。でないと、あそこの子が来た、そしたらうちの子も行かせようかというような、いろいろと地域ごとによっては起きてくることでございますし、7時ごろにはもう、小野の辺だと7時ごろにはもう既に出発するようなお子さんもみえますので、その辺についてしっかりとした対応だけとっていただきたいと、かように思います。以上で終わります。ありがとうございました。
- ○議長(清水敏夫君) 以上で、渡辺友三君の質問を終了いたします。

## ◇山田忠平君

- ○議長(清水敏夫君) 続きまして、8番 山田忠平君の質問を許可いたします。8番 山田忠平君。
- **〇8番(山田忠平君)** ありがとうございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は大きく2点でありますが、まず1点目でありますけども、第三セクターの関係であります。 このことにつきましては、第2次行革の方針の中にもありますが、今後のことについて、そしてま た、現状あることについての質問をさせていただきます。

まず、セクターの本質といいますか、行政とのかかわり、このことにつきましては、行政側として経営指導、監督をする立場であります。そして、またその法人、セクターについては、市の指導に基づき経営改善を行うということがまず前提であります。

今現行の出資50%以上の経営状態につきましては、議会のほうに報告が6施設ありますが、他の9施設についてはありません。また、関連でありますところの指定管理施設は22施設あるところでありますが、全体を含めた25年度の指定管理料は約5,000万円ほど支払われてるとこであります。

また、設立には、それぞれ国、県、市の大きな補助金が投入されているわけでありますけども、 ここで出資についてはどうこうという話がありますけども、補助金は全て国民の、あるいは市民の 税金であるということをしっかりと行政はそのことを認識しなければならない。また、我々もそう ですし、事業主もそうであります。そういったことを含めて、前提で質問させていただきます。

各セクターのまず概要分析、ここのところが非常に大事でありまして、第三セクターの経営的監督指導は実際今どのように市が行われているか、このことにつきましては、決算経理を含めてしっかりと見て分析をして、そういった、今ほど言いましたことがされているのか。

特にこの課題を上げたことにつきましては、過日、11月7日の全員協議会でこのことが初めてでありましたけども、牧歌の里についてであります。このことについて、事業再生ADRに手続をされて、そして経営を今後新しい方式に切りかえるということでありますが、このことは、今までに牧歌の里、それからもう一点の事業、牧歌の里全体をひっくるめてでありますけども、平成3年から11年までに総事業費は約38億円やったと思います。

そのうちの補助金が14億2,000万円ほど投入されてあるわけでありますが、債務超過が約17億円ということで精算をするわけでありますけども、精算してしまっては、いろいろな関係で大変ということで、新たなADRの再生組織のほうに委ねるということでありまして、12月の3日に新たな株式会社牧歌コーポレーションが設立されたことだと思いますが、そのことについて、今議会におきましても、本会議において、補正予算で250万円の市の出資が可決されたところであります。

そういったことを見ますと、現状の経営状況を一体どのように把握をしてみえたのか、あるいは 時期がどうであったか、これまでそういったことについてはどうであったかということについて、 担当部長の答弁を求めます。

○議長(清水敏夫君) 山田忠平君の質問に答弁を求めます。

農林水産部長 野田秀幸君。

○農林水産部長(野田秀幸君) 牧歌の里の関係でございますが、牧歌の里の施設につきましては、

指定管理者である農業生産法人のひるがのフラワーファーム有限会社という会社と、第三セクターである株式会社ヒルトップとの連携によって管理をされておるところでございます。指定管理はフラワーファームのほうでやっておりまして、これは第三セクターではありませんけども、施設の設置目的に沿った運営がなされているか、あるいは施設の良好な管理がなされているかといったことを主体に指導監督をしておるところでございます。

それから一方、第三セクターである株式会社ヒルトップのほうでございますけども、これは直接の指定管理ではございませんけども、出資比率が1.8%ということで、非常に低いところでございますけども、民間主導の経営が図られる中で、年1回の総会出席程度となっておるところでございました。

2社から毎年提出される決算書とか、報告によりまして、合併以前から累積赤字があることは把握しており、総会時において経営改善等の提言も行ってきましたが、これまで債務状況に関して市への相談は特にございませんでした。

借入金については、株式会社バローが債務保証しておりまして、ヒルトップの筆頭株主である、 このバローの全面支援があるというふうに理解、安心していたといったところがあるというふうに 思っております。

以上でございます。

## (8番議員挙手)

#### 〇議長(清水敏夫君) 山田忠平君。

○8番(山田忠平君) 非常に簡単なあれでありますけれども、実際言って郡上市も1,000万円ほど 出資をしておったわけでありますが、そのことについても今回全くなくなって新たに250万円とい うことで、実質そういう状況だと思いますが、やっぱりそういうことの受けとめ方が行政側にどう 真剣に取り組んでいくかということに、私はやや欠けておるんじゃないかということを思っており ますので指摘をさせていただきます。

また、今この第三セクターについての施設部門ごとのトータル的な損益が、もしまとまっておれば聞かせていただきたい。

特に、第三セクターをまとめますと全部で少ないのですので、農業振興と観光施設の2部門に分けての損益のことをお聞きしたいと思います。

- **〇議長(清水敏夫君)** 農林水産部長 野田秀幸君。
- ○農林水産部長(野田秀幸君) 農林水産部で所管しておる第三セクターは今のヒルトップのほかに 高鷲のハイウエイたかす、それから明宝の明宝レディースと明宝の特産物加工という、これ明宝ハ ムでございますけれども、この4社を農林水産部の所管ということになっておりまして、この4社 を合計をいたします平成24年の単年度損益でございますけれども、4社合計で2,954万6,000円の黒

字となっております。

今の事業再生手続中でありますこのヒルトップを除きますと、3社合計になりますと1億1,300万1,000円の黒字でありまして、累計でも2億6,409万3,000円の黒字となっております。これが農林水産部の関係でございます。

- 〇議長(清水敏夫君) 商工観光部長 山下正則君。
- **○商工観光部長(山下正則君)** 商工観光部が所管します第三セクターは、一般財団法人を含めまして 9 法人ございます。

このうちの6法人につきましては、9月の議会において報告をさせていただいております。その6法人は、一般財団法人郡上八幡産業振興公社、郡上大和総合開発株式会社、有限会社阿弥陀ヶ滝観光、株式会社伊野原の郷、株式会社イーグル、それから株式会社ネーブルみなみという6法人でございます。

あと、3法人がございます。それは株式会社ジェイエムみなみ、これは主に道の駅美並の経営を しておる法人でございます。それから、めいほう高原開発株式会社、めいほうスキー場の経営でご ざいます。さらに奥濃飛白山観光株式会社、主にホテル積翠園の経営でございます。

この3社を加えまして、これら9社の平成24年度の各法人の単年度の純損益につきましては、 5,018万円というふうになっております。

参考までに、これら9社の次期繰越収支額、累積赤字、累積黒字がございますもんですから、これら9社の繰越収支額の総額を申し上げますと5,141万6,000円となっておるところでございます。 以上でございます。

### (8番議員挙手)

- 〇議長(清水敏夫君) 山田忠平君。
- ○8番(山田忠平君) 今言われた内容につきましては、やっぱりその中に全部が、例えば土地代とか、あるいは固定資産税あるいは市がまだほかから職員を出したり、いろんな形のものは入っていないと思いますので、本質的にやっぱり本当の本来的な収支はどうだということまでやっぱり入るべきだと思いますので、それは一旦、また違っておればあれですが、一応そういったことの感覚を持っていただきたいということであります。

そういうことを踏まえながら、今後の市のかかわりであります。市は一体今後この第三セクター、特に私は今回この議会におきましても、湯の平温泉には泉源のポンプのオーバーホールに240万円の補正予算を可決したところでありますが、まだまだ温泉施設につきましては、これから相当大きな設備投資が必要とされますが、全体にそういったことを含めながら、市は一体どういう形で今後、関与していくのはどの程度までどうなんだっていう方針があれば、市長に伺いたいと思いますがよろしくお願いします。

- 〇議長(清水敏夫君) 市長 日置敏明君。
- **〇市長(日置敏明君)** 市の立場というものは、考えてみますと今の温泉施設あるいはそのほかの施設もありますが、一つはいわゆる市が施設の設置者であって、指定管理に出しているというそういう立場がございます。

それから、今の温泉施設で第三セクターを指定管理にしているのは「やまと」の温泉だけで、あとはいわば民間の組織ということでありますけれども、そういう第三セクターというものに対する市のかかわり方、これは市がいわば出資者としての株主という立場の立場と、それから第三セクターについては一定の取締役であるとか、監事というような皿監の監事、監査役をするための監事というような役職を通じてコントロールというか、それをしているものと、こういうふうなそれぞれの立場がございますけれども、やはりそうしたかかわりという中で適切に管理運営がされていくように、市のかかわりというものを生かしていく必要があるというふうに思っております。

そこで、御質問の温泉施設でありますけれども、これについては現在市の施設という形で持っている限りは大規模な修繕とか、そういうようなものは市の公有施設、公立の施設としての、設置者としての責任というものもあるわけでございますので、ケース、ケースによっていろいろと指定管理を受けている団体との間で経費分担をしたりなんかしてるところもありますけれども、大きなものについてはやはり施設の設置者の責任として、やっていかなければいけないものもあるというふうに思っております。

そういうことでありますが、特に今現在民間に指定管理を出しているものについては、あくまでも公有の施設として今後とも維持をしていく必要があるかどうかということについては十分検討をし、何らかの形で施設の移譲も含めて完全な民間化を図っていくというのも一つの考え方であるというふうに思っておりますので、そうした点についてそれぞれ相手方ともいろいろお話をしながら、適切な対応をしてまいりたいというふうに思います。

(8番議員挙手)

- 〇議長(清水敏夫君) 山田忠平君。
- ○8番(山田忠平君) 関連をしまして、先ほど観光部のほうで言われました奥濃飛白山観光の積翠 園の状況でありますが、副市長が社長でありますので、簡単に、簡単で結構ですが、まだ決算もできておりませんので、近々の情報をいただきたいと思います。
- ○議長(清水敏夫君) 副市長 鈴木俊幸君。
- ○副市長(鈴木俊幸君) この5月から積翠園の社長という形で、経営の責任をとらさせていただくようになったわけでございますけれども、最初に見ましたときに、いわゆる宿泊が通常4割ぐらいの稼働率といったことで赤字であるというようなこと、あるいは等々を見ましたり、あるいは経費的なものを見まして、ある程度黒字にもっていけるなという思いは持っております。

ところが、いわゆる一生懸命やってお客さんをふやしながら、今年度10月までの状況で言います と、対前年比で大体1,000万円以上の売り上げ増を図っております。

ところが、その体制が、体制がまだまだ追いついていないという、急激にお客さんをふやして、 特に単価的なものも含めまして検討させる関係になりますと、これまでのいわゆる赤字の中でやっ てきたという体質が若干残っておりますし、それからもう一つは施設が老朽化しておりまして、思 わぬ経費増に結びついているような施設もあるといったことがございます。

ですから、この辺を整理するのに本当の話言いますと、資金面で非常に苦しいところがありますけれども、何とか単年度で黒字にもっていけないかなということで、昨年は5月が黒字だったわけですけれども、ことしにつきましては5月と8月と10月を黒字化しまして、それで100万円ほどの赤字で、去年は1,000万円以上超しとったんですけれども、10月期ではですね、それを1,000万円近く削りましてやってきておるわけですけれども、まだまだ職員体制含めて検討しなければならない、整理しなければならないところがあると、大変貴重な施設でございますので何としても維持できるように頑張っていきたいと思っております。

(8番議員挙手)

## 〇議長(清水敏夫君) 山田忠平君。

**〇8番(山田忠平君)** それぞれ答弁いただきました。

セクターあるいは公の施設の指定管理についてのほうでありますが、先ほど部長が言われましたように経営改善、指導等、あるいはそういった協議を行われても例えばやっぱりセクター側からそういった相談がないよ、持ちかけがないよということでは、やっぱりそれはおかしいと思いますし、やっぱり今後行政的にかかわっていくには、私は観光部門あるいは農業、農林水産部門、そんなことの縦分けをなしにして、行政としてやっぱり第三セクター、指定管理を含めた一本の窓口で対応をすべきだと私は思うんです。

だから、その中で先ほど言ったような全体的な経営改善も含めて指導も、経理的にも入っていく というようなことをやっぱりやっていただくべきだと思いますので、これは提言をしておきますの で、特に第2次の行革の中ではしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。よろしくお 願いします。

2点目であります。

行政手腕、このことについてでありますが、情報発信と収集、専門的な指導がぜひ行政的に求められるべきだと思っております。

そのために企業的なセールスマン的なことを例えて言いますと、やっぱり職員は郡上市のセールスマンでありますし、もちろん市長はトップセールスマンであります。そういった中、やはり職員が国、県、民間への情報の発信、収集を積極的に行っていくべきだと考えます。

現況は一体どのようになっているか、特にやはり職員の先進地あるいは国、県等へ出向あるいは 通わせたり、人的なパイプをつくったりして、情報の発信と収集をさせるべきと考えますが、その ことについての市長の所見を伺いたいと思います。

〇議長(清水敏夫君) 答弁を求めます。

市長日置敏明君。

**〇市長(日置敏明君)** これからの地方自治がいわゆる都市間競争といいますか、そういう中でやっていかなければいけないということでありますので、その職員がいかに能力を発揮するかというようなこと、これは非常に大切なことであるというふうに思っております。

現在郡上市におきましては、そうした将来の市政を担っていくべき職員を養成するということで、 県との間での人事交流あるいは他の自治体との関係では、例えば志摩市との間で職員交流をすると か、あるいは現在岐阜大学に職員を派遣したり、こういうようなことでいわば他の場所へ派遣研修 というような形で差し向けることによって、広い世界を見てきて、そしてまたそういう違った職場 で、また違った県やその他の団体の職員とともに切磋琢磨しながら能力を磨いていくということが、 非常に大切だというふうに思っておりますのでそうしたことをやっております。

しかし、この職員の能力の向上というのは必ずしも外へ出すばかりではなくて、やはり一つはこの日常のオン・ザ・ジョブ・トレーニングといいますか、日常の、郡上市は郡上市の仕事をしていく中で、やっぱり先輩が後輩をトレーニングしていくというか、人材を養成していくということも非常に大切だというふうに思いますので、そうしたことを今後とも職員に、特に管理職にある者には徹底をしたいというふうに思います。

それから、今非常にやはり全体的に見ますと、情報通信システムというものが発達をして、例えば市の職員が県庁の県の情報をとったり、あるいは国の情報をとったりというときにフェイス・トゥ・フェイスのつき合いが非常になくなってきていて、どちらかといえばもうインターネットで情報をとったりとかということで、比較的やっぱり、情報はとるんですけれどもそうした生きた交流といいますか、そういうものがなくなってくるという嫌いがあったり、あるいは大変業務が忙しいために、例えば広く、昔はかなり、例えばいろんな先進地へ実際に出かけて行って、そこの人たちの生の声を聞いて勉強してくるというような機会があったわけですが、そういうものが比較的なくなっているということは少し反省をしなきゃいけないかなと、みだりに出張をして経費を使ってはいけませんけれども、必要な場合にはやっぱり現地を見て、現地の人に会って教えをこい、あるいは物を見、批判、批評もする目も持つということも必要だと思いますので、そういう機会をできる限り与えていきたいというふうに思っております。

そういうようなことで、郡上市からもいろんな意味の立場の方々とのネットワークをつくること、 あるいはまたそうした人を介していろんな貴重な情報を得たり、あるいはこちらから情報を発信す るというようなことも必要かというふうに思っています。

例えば、県との人事交流ということで、現在県からは林務課長に、こちら郡上市の林務課長に来ていただいておりますし、例えば県の林政部へ職員を派遣したりしておりますが、そうしたもののやりとりの中で例えば一例ですけれども、先ごろ設立をされた県の森林環境税なんかについてのこの郡上市への導入というものは、他の自治体に抜きん出て非常に大きな事業費をいただき、補助をいただきながら、事業も積極的に進めているというような効果がございますので、やっぱりそうしたことは十分に生かしていきたいというふうに思っております。

## (8番議員挙手)

### 〇議長(清水敏夫君) 山田忠平君。

○8番(山田忠平君) 市長言われましたように情報の関係ですけれども、もちろんパソコンを使ったり、あるいはインターネットによって引き出せるものは、これはもう全国、郡上ばっかりでありませんで全部一律でありますので、やっぱりその中でいかに郡上市に合ったもの、あるいは郡上にはこのことについてということであれば、やっぱり市長言われるように直接顔の見える、顔を合わせて、突き合わせて、そしてより一層、前議員の質問にもあったようにより深く、やっぱりそのことを取り組んでいくっていうようなことが非常に大事だと思いますので、ぜひそのことを進めていただきたい。

また、北海道の下川町のよく講演があって、また産建の委員さんも視察に行かれたんですが、あ そこの職員はよくやると、しっかりしているということですが、私は決して郡上の職員も劣らん、 しっかりしていると思います。

しかし、そういう機会を与えることはこれは市長の権限でありますし、また手腕でありますので、 先ほど言われましたがやっぱり旅費等も含めて積極的に組んでいただいて、そういう機会を若い職 員に与えていただきたいということを提言いたしておきますのでよろしくお願いします。

また、次の2点目、細かい2点目でありますが、林業施策のことであります。

このことにつきましては6番議員からも質問がありましたが、今までにも私も小規模の集約化とか、あるいは皆伐の問題、あるいは林業の架線、あるいは伐採等の技術者の後継者の育成とかいろんなことを質問してきましたが、今回特に資料も行っておると思いますが、総務委員会のほうで市の市有林の関係のことで、特に京都の南丹市日吉町に行ってまいりました。

そこで非常にいろんな形で勉強をしたわけでありますけれども、郡上市においても今中国木材は あくまでもこれは一企業でありますので、先ほども答弁に言ってみえたようにやっぱり郡上全体の 林業施策をどうしていくべきかということに、特にやっぱり取り組むべきであって、林建の協同の こともこの春に組織が設立されております。

そのようなことでありますけれども、やはり郡上のこの広大な面積、そして人工林の面積、もう

相当年数もたって皆伐できるようなこともありますけれども、いろんな形の中で市長先ほど言われましたように、県のほうの課長さん見えたり、あるいは林務のほうの派遣をしたりということも言ってみえますが、ぜひやっぱり私思いますには林業専門担当者を配置すべきだと考えます。

そして、この郡上の林産業を本当の雇用あるいは収入、そして経済的なことも含めてしっかりと やっぱり郡上の将来にずっと継続する明るい課題にすべきだと思いますので、先ほど暗い課題がと 1番議員もありましたが、このことについては絶対私はやっぱり明るい大きな郡上の資源と思って おりますので、その取り組みについてまずもって市長の所見を伺いたいと思います。

- 〇議長(清水敏夫君) 市長 日置敏明君。
- ○市長(日置敏明君) 郡上の森林林業の明るい将来を切り開いていくためには、郡上市役所の林務 担当部門が担うべき役割は非常に大きいと思います。

そういうことで、しっかりした林務関係のいろんな能力を持った自前の職員を養成するということは、非常に大切なことだというふうに思っております。

そういう意味でも、先ほど申し上げましたように県の林政部等へ派遣をしておるわけでございますし、また林務課の職員としておおむね二、三年で変わるべきところを5年とか少し在籍期間を長くして、郡上市のやはり森林林業の専門職員と言えるようなそういう人材を養成していき、そしてどっかの段階では自前の林務課長がきちっとできて、相当、長期間、郡上の林業行政ができるようにというようなことも大切であるというふうに思っておりまして、そういった方向で人材の育成あるいは登用というものを図っていく必要があるというふうに考えております。

# (8番議員挙手)

- 〇議長(清水敏夫君) 山田忠平君。
- ○8番(山田忠平君) 先ほどの6番議員の日吉町の森林組合の関係でありますけれども、ここでは 先ほど施業プランということを言いましたのでお手元に行っとると思いますけれども、そのような 形で全地主に全て、ほとんど全ての方に還元ができるという形をとっておるわけです。

それで、例えば一つ例を見ますと3町歩、3へクタールほどの施業を行って、国の補助金と間伐の売り上げを含めて約8万円ほど個人にも払っているということであります。

郡上市においては、たまたま森林組合よくまとめて、小規模林業者をまとめて、そして施業をやったりいろんなことをやられるんですが、ただ、山の持ち主がただ出ればいいわいという感覚ですけれども、ここの日吉町森林組合ではただは全く、ほとんどありませんと、全てやっぱり還元できるはずだということであります。

そこで、ここがやっていて何で郡上ができんかということを特に疑問に感じたわけでありますが、 そういった中で真剣に取り組んでいけば、ここで言われるには郡上の森林組合は、皆さんには耳が 痛いかもわかりませんが、自治体からは一銭も補助金は受けておりませんと、国の補助金のみでこ れでやってるんですということなんです。

そこで、やっぱりいかに林業施策をどうしていくかということが、大きなここに課題があるんじゃないかと思っております。

それで、特に中国木材の件でいよいよスタートしますけれども、郡上には大きな資源があって、 そして消費と需要は中国木材も含めた先の明るいことがあるんであれば、郡上の将来は本当に魅力 的であるということをこの担当者も言ってみえました。

そういうことであるんであれば、そのことをしっかりと今市長言われましたように、林政部のほうに派遣してみえる職員、やっぱりその方がぜひとも専門職になっていただいて、やっぱり郡上の林業施策あるいは山林のことを含めてしっかりと指導ができる職員になってもらいたいと私は思うんです。

何年かたったらまた変わりますよ、でなしに、市長言われましたようにしっかりと郡上の将来の この山林の政策をしっかりやっていくという、そういうやっぱり職員を育ててもらいたい、もちろ ん本人も意欲的に取り組んでもらいたいと思うんです。

余りない、私は言われたから行ってくるでは、私はだめだと思いますので、それには先ほど言いましたように下川町の職員じゃないけれども、やっぱりそれをさせるのは、私はやっぱり執行部トップだと思いますので、しっかりとそういう職員の育成をしてもらいたいと思っております。

職員教育、育成についても今までも質問しましたが、プロ意識を持って、プロフェッショナルの 職員養成をぜひしていただきたいことを願って、私の一般質問を終わります。

もし、市長、答弁ありましたらお願いしますが。

- 〇議長(清水敏夫君) 市長 日置敏明君。
- ○市長(日置敏明君) 今日吉森林組合の施業の資料も御提供いただいた中で、お話をお伺いいたしました。

もし、日吉森林組合が国も県も市もの補助金も全然もらわないで……

(「市と町だけの補助金はなしでということです」と8番議員の声あり)

- ○市長(日置敏明君) 市の補助金がなしでということですね。国、県はあるということですね。 (「はい、そうです」と8番議員の声あり)
- 〇市長(日置敏明君) はい、わかりました。

それにしてもすばらしいと思います。

ただ、郡上森林組合も大変頑張っとっていただいておりまして、郡上市の場合、森林組合の場合は私どもの補助金を出して全体の大体想定の90%、9割補助ぐらいになるという形でお出しをしながらやっているという、ちょっと条件が違いますが、それでも最近の搬出間伐については、かなり森林所有者に還元できるようなケースもあるというふうに聞いております。

25年の搬出間伐の実績ですと、何件かございますけれども、立米当たりで山主に平均をすると 1,000何百円ということでありますので、ただヘクタール当たりにするとかなりのお金になるというふうに思いますが、そういう形で努力をしておりますので、今後もそういう努力を続けていって もらいたいというふうに思います。

それから、やはり私もかねがね県の林政部の職員としての勤務もいたしましたので、森林林業に対する、やはりこれは必ずしも林学とかといったような技術の勉強をした人だけでなしに、やはり森林林業の事務官も必要、専門的な、必要なので、そういう意味では現在郡上市でかなり実際に林務課等に在籍をしたりして、森林林業に実際の仕事を行く、行う上で詳しくなってくれている職員もいますので、そういう職員にやはり、御本人の希望もありますが、林業というものを長く、やっぱり林業というのは息の長い仕事ですから余りしょっちゅう変わってしまって、またゼロからやる人が担当するというのではなかなか難しい面があることは十分わかりますので、何とかそういうことも考えたいと思います。

ただ、いろんなところへの派遣という問題は、私は国にもいて県にもいてよく地方からの派遣という、派遣研修という実態もよくわかってるつもりではおりますので、そういう国とか何かへ行ったら、何か魔法のように派遣研修を受けた職員の能力が上がるというものでもないというふうに思っております。

それは必要に応じて適切にやっていけばいいんで、基本はやっぱり自分の市役所のこの現場にいて、自分のやはり勤めている地域のために何ができるかということを真剣に考えて、真剣に仕事をするというところに能力の向上があるというふうに思っています。

よその組織へ行ったら、何か極端に能力が上がってばりばり仕事ができるというような本質ではないというふうに思っておりますので、必ずしも、どんどん国やそういう機関に職員を送り込めば人材養成ができるとは必ずしも思っておりません。

そういうことで、ただし、もちろんそれを全否定しているわけでもありませんので、必要に応じてそういう人材養成方法もとっていく必要もあるかなというふうに思っています。

#### (8番議員挙手)

### 〇議長(清水敏夫君) 山田忠平君。

○8番(山田忠平君) 質問は終わっておりますが、やはり職員の育成といいますと、やっぱりこれ からの若い郡上市の職員がいかにやっぱり希望を持って、そしてまた自分の職務に精励をしていく かということが、やっぱりそういう気持ちを持たせることが大事でありますので、私もたまたまこ の日吉町森林組合のことにつきましては、我々はやっぱり郡上の地形と違うかしらんと思って現場 へ視察に入ったわけですけれども、全く急峻な山でありましたし、ぜひ林業施策の関係でありましたら、職員をそこへも行ってみてもらいたいと私は思っております。一つヒントが得られると思い

ますのでお願いいたします。

以上で、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(清水敏夫君) 以上で、山田忠平君の質問を終了いたします。

予定ですと暫時休憩ということですが、続行をしたいと思いますがいいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) ありがとうございます。それでは、引き続き一般質問を行います。

## ◇清水正照君

- ○議長(清水敏夫君) 11番 清水正照君の質問を許可いたします。 11番 清水正照君。
- **〇11番(清水正照君)** ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、通告に従って質問をいたしたいと思います。

今回は児童生徒、子どもたちの安全安心についての質問をいたしたいというふうに思います。 初めに、ネット社会が子どもに及ぼす影響と対策について、教育長にお伺いをいたしたいと思います。

岐阜新聞の現論というのに投稿されているノンフィクション作家、柳田邦男さんの子どもネット 依存深刻化の記事の中に、携帯、ネットの普及が子どもの人格形成に破壊的な役割を果たしている。 その危機がスマートフォンの登場や新しいコミュニケーションの方法の普及で一段と深刻化し、ネットによる危険が新たな段階に入っている。

厚生労働省研究班の中高生対象の、これは昨年10月から本年3月までの全国調査によりますと、ネットに浸っている時間が5時間を超えている生徒の中で、病的使用という状態に陥っている中高生が8.1%、全国の中高生全体に当てはめると約52万人であるとのことで、やめようと思ってもやめられない、やめようとすると不機嫌になったりいらいらしたりする、ネットのために人間関係や学校のことなどを台なしにしたことがあるなど、ネットに依存する症状が出てきているとのことです。

スマートフォンなどで使える無料通信アプリ、LINEでの面識のない者同士が交流するうちに、書き込みのこじれから傷害事件が起きたり、誘い出されて現金を脅しとられたり、女子生徒が性的被害を受けたりといった事件が続発しており、LINEのチェック体制についても第三者の監視の目を入れることのできないシステムになっているので、いじめや犯罪の新しい温床になっているとの指摘をされています。

こうした一連の中で、精神医学者の見解やネットの絡む犯罪事件の分析から、携帯、ネット社会の負の側面として、6点について指摘をされております。

1つ目は、現実の人間同士の接触が極端に少なくなり、相手の表情などから心を読み取るコミュニケーション力が育たない。2つ目には、言語表現力やきめ細かな感性の発達が阻害される。3つ目には、睡眠不足、ネット疲れによって学習能力が低下する。4つ目には、刺激的な映像や情報以外には興味を持たなくなる。5つ目には、考え方の点でも行動の点でも自己中心的になり、他者を操ろうとする傾向が強くなる。6つ目には、機器を指で操作するだけなので、相手がどんなに傷ついても自分は痛みを感じない。

これらの問題がスマートフォンの登場以降、一段と深刻化してきており、人間は便利で楽しいものに弱いというようなことですが、しかし面倒なことを自分で成し遂げてこそ達成感や生きる力が湧いてくるものであり、今こそ小中高生には保護者と一体となって、スマホに触れぬ日をつくるライフスタイルを見直すべきであろうと記述されております。

学校教育が目指している姿と相反することが、このネット社会によってもたらされているのではないかというふうに思います。本市の小中高生の実態とネット社会の危険性についての対策について、教育長にお伺いいたします。

○議長(清水敏夫君) 清水正照君の質問に答弁を求めます。

教育長 青木修君。

○教育長(青木 修君) それでは、ネット社会における小中高生の実態についてお答えをしたいと思いますけれども、郡上市独自の調査結果はございませんので、岐阜県全体の調査結果をもってお答えをしたいと思いますけれども、郡上市もほぼ同様の傾向にありますので、おおよそは御理解をいただけるんではないかと思います。

最初に、インターネットの利用環境ですが、携帯電話、これはスマートフォンも含むものですけれども所有状況です。これからお答えをします学年は、全て小学校は6年生、中学校は3年生、高校は3年生ですので、そこはちょっと省略をさせていただきたいと思います。小学生で18.6%、中学生で34.5%、高校生で98.0%です。

家庭でパソコン等によってインターネットに接続の可能な状況につきましては、小学生で75.7%、中学生で86.5%、高校生で85.4%となっております。

ですから、小学生でおよそ2割、中学生で3ないし4割が携帯電話を所有しているというふうに 捉えていいというふうに思いますし、80%以上の家庭でインターネットに接続が可能であるという、 そういう現状にあろうかと思います。

それ以外に、インターネットに接続可能なゲーム機といったものも子どもたちは持っておりますので、例えば小学校ですと携帯型のゲーム機、中学校ですと携帯型の音楽プレーヤー、こういったものを持っておりますから、実質的にインターネットに接続する割合というのは、もう少し高くなるんではないだろうかというふうに予測をしております。

そこで、インターネットの利用の状況ですけれど、インターネット、それから携帯電話等を使って書き込みの経験のあるなしを質問したことについて、あると答えた者は小学校で10.8%、中学校で32.2%、高等学校で44.9%となっております。

ですから、学年が上がるにつれて書き込みの経験はふえていると、そういう中でフィルタリングが果たしてかけられているかどうかということですけれども、小学校でかけている割合が72.0%、中学校では64.1%、高校では40.0%ですから、学年が上がるにつれてそのフィルタリングはかけないという状況にある。

そこで、こうしたゲームあるいはインターネットの利用によって、どういう問題が起きているか、 あるいはどういう問題が起きると予想されるかということについてですけれども、ゲームの長時間 利用といったことも含めてお答えをしたいと思いますが、私はおおよそ3つの類型に分けてこの問 題を捉えております。

1つは健康あるいは心身の発達に影響を及ぼす。特に、長時間の利用で睡眠不足や学習や生活に 悪影響を及ぼすといったことが考えられます。郡上市の場合、月曜日から金曜日の1日当たりの子 どもたちのテレビもしくはテレビゲームを使って過ごす時間ですが、4時間以上が小学校で27.6%、 全国が27.5%ですのでほぼ同じ割合です。それから、中学校が19.1%、全国は21.3%の平均です。

それが3時間以上4時間未満にいたしますと、小学校で35.5%、それが全国は26.0%、中学校で27.1%、全国は22.7%になります。

この3時間以上を合計いたしますと、小学生は普段3時間以上テレビあるいはテレビゲームをやっているというのが大体64%に上ります。ですから、これは全国平均と比べると10%ほど高くなっております。

中学校は3時間以上のテレビもしくはテレビゲームをやっているというのが46%ほどで、全国平均よりも3%ほど高くなっております。

これはあくまで参考までにということになりますけれども、小学生または乳幼児、特に乳幼児ですが、乳幼児の4時間以上テレビあるいはゲームに接したとすると、やはり言語能力におくれが見られるというのが、つい最近小児科学会の提言でもございました。小学生であっても、特に低学年では同じような傾向が出るんではないかということは心配をしております。

そこで、これは2001年のデータなんですが、東北大の川島隆太先生が調査をされたデータなんですが、上はコンピューターゲームをしているときに脳のどの部分が活性化しているか、働いているかというのを記録したものです。

その下はクレペリン検査ですので、単純な計算をしたものが脳がどんな働きをしているかという ことについて、画像としてあらわしたものですけれども、赤く見えるところ、もしくは白っぽく見 えるところが活発に動いているというところで、そうしますと、考えたり判断をしたりする部分や 感情をコントロールする前頭前野という部分ですが、そこの働きがコンピューターゲームをしているときと比べると、明らかにクレペリン検査のように単純な計算をしているときのほうが活発に働いているというそういった記録があります。

これは今教授になってらっしゃいますけれども、長い間こうした研究をお進めになっていて、やはりコンピューターゲームも含めたそういったいわゆる機器に接することの危険性というものは、常に指摘をしていただいておるわけですけれども、もう一点、参考までにこれも資料を提示しますと、これは本を朗読しているときに人間の頭のどの部分が、脳のどの部分が働いているかということを記録したものですけれども、この前頭前野と言って、先ほどお話をした、考えたり判断をしたり感情をコントロールしたりする部分が活発に働いたり、あるいは言葉の意味を考えたりするところが、朗読している場合には非常に活発に働いていると、ですから考えたり判断する力をつけるということを考えたときに、やはり計算とか朗読は効果があるけれども、必ずしもテレビゲームにはそういった効果はないんではないかということが言えるんではないかと、ただこれはまだ細かい検証がされているわけではありませんので、あくまで参考としてお話をしておきたいというふうに思います。

そこで、今こうした幾つかの問題の中で、普段からよく言われているいわゆる生徒指導上の問題行動についての原因にもなるということは、これは前から指摘されておることですが、これも岐阜県全体の例ですけれども、インターネットによるいわゆるソーシャル・ネットワーク・サービス、SNSってやつですね、それによって被害を受けたり、あるいは嫌な思いをしたというのが、小学生で2.2%、それから中学校で5.7%、高校では9%、いじめを受けた経験というのが0.6%、小学校で0.6%、中学校で1.7%、高校で2.4%ですが、これは恐らく実数はもっと多いんではないかというふうに思います。

それ以外に、アダルトサイトやそれから不用意なショッピングなどで高額請求を受けたり、また 詐欺に遭ったり、性被害を受けたりするという事例もございますし、被害者として生涯苦しむとい うことももちろんですけれども、場合によっては加害者となり得るということで、生徒指導上のい わゆる問題の原因にもなるというのが現在の状況ではないかというふうに思います。

もう一点の予測される問題としては、人間関係を築く力が弱くなる。これは一人遊びというのが 非常に多くなりますので、遊びを通した仲間づくりとかができない。今子どもたちはゲームをやる のに何人も寄っていますけれども、寄っているだけで遊びは一人です。

ですから、仲間づくりというのはほとんどできてないんじゃないかというふうに思われます。で すから、友達どうし話すということもありませんので、対話によって自己を主張したり、自分の考 えを相手に説明したりするという力というのは、どんどん弱まっていくという可能性があります。

今幾つか、3種類に分けて問題点を指摘しましたけれども、その問題に対して、じゃあ、どうい

うふうに対応していくかということが今後非常に大事になっていくわけですけれども、私としては 2つの考え方でおります。

一つは、研修の体制を強化をしてやはり研修を充実していく、これは教職員も保護者もそうですが、子どもたちに対しても同様だというふうに思います。

一つは、先ほどの問題として指摘しました健康や心身への発達の影響を防ぐという研修の意味では、やはりゲームとかあるいはテレビが脳の発達や精神発達にどんな関係を持つのかということについて、医療の関係者ですとか、あるいは脳科学の専門家などから学ぶということも必要だろうというふうに思います。

また、ゲームとかテレビと生活習慣との関係あるいは健康との関係なんかについては、養護教諭 とか幼児教育の専門家から学ぶということも必要だろうというふうに思っています。

さらに、インターネットと生徒指導上の問題を研修するという場合は、これは情報関係の危機の 専門的な立場でいろいろ指導していただく方がありますので、そういった専門家から学ぶというこ とも必要だと思いますが、現在の段階で比較的行いやすいのは、警察の関係者ですとか、あるいは 県教委の専門職員から指導を受けるということが必要だろうというふうに思っております。

また、インターネット、それからゲームと人間関係にかかわる問題についての研修ということで言えば、臨床心理士ですとか、あるいは教育相談員を講師にして研修をしていくということも考えられます。

もう一点の家庭や地域社会との連携で、どうした運動を進めていくかということについて、これも簡単に触れたいと思いますけれども、やはり学校だけでは、あるいは一つの家庭だけではなかなかこういった問題は解決できないというふうに思っておりますので、家庭や地域社会が連携して、それこそ協力をして正しく使う運動を進める必要があるというふうに思っておりますし、特にPTAとの連携で家庭でのルールづくりをして、郡上市内の全ての家庭で実践ができるようにして、例えば何時間しか使わないとか、こういったケースのときは使わないとかっていうような運動を進めていくということが必要というふうに思っております。

もう一点、みんなが持っているんでということにだまされないように、安易に買い与えないとい うことが一つは大事なことだろうと思っています。

そして、これは直接的な効果があるかどうかはともかくとして、これだけは読みたい100冊運動というのを来年度教育委員会として進めたいと思っておりますが、読み聞かせ、朝読書も含めて読書に近づけることによって、少しでもゲーム世界から遠ざけたいということも考えておりますので、こういったことを総合しながら対応をとっていきたいというふうに思っております。

(11番議員举手)

#### 〇議長(清水敏夫君) 清水正照君。

#### **〇11番(清水正照君)** ありがとうございました。

今の現状、認識、そして今の状況、十分理解させていただきましたが、ただいまの教育長の答弁 の中にもありました、学校だけでの対応ではなかなかこのことは大変だろうということを思います。

2つ目の質問についても、今の答弁も含まれておったかなというようなことを思うわけですけれども、やはりこうして学校でも自宅でも高校になると、この前、白鳥中学行きましたら、スマートフォンとかそういったものは持ち込み、学校の中へ持ち込まさせていないというようなことを聞きましたけれども、高校になると多分持って歩いてるんだろうというふうなことを思いますが、学校でも自宅でもやはりこうしたインターネットから目が離せない、そういうふうにしてネット依存になっている子どもたちがやっぱりふえている中で、やはり教育長がお話にありました教育の現場でも、やはりさまざまな取り組みをされておるというふうに思います。

その中でネット環境の急速な進歩に追いつけず、試行錯誤しているとか、保護者向けの情報モラル研修の拡充を目指そうとしているが、次々に登場する会員制交流サイトの新しいサービスへの対応に苦慮している。

また、小中学生の保護者に家庭での携帯使用に関するルールづくりの大切さを教えている。犯罪 に巻き込まれる危険性やネットの書き込みが及ぼす影響などを繰り返し説明する必要があるなど、 教育現場では大変この対応に苦慮されているのが実態ではないかなということを思います。

ネット上のこうしたやはりマナーといいますか、有効に活用すれば本当に便利なものだというふうに思いますし、反面やはり危険性をどういうふうに回避していくかということが大事なことだと思いますが、やはりそういったものについて義務教育でメディア、情報といった授業時間を確保するとか、この日進月歩のメディアをうまく利用するような、やはり専門知識のある人材を今警察とか県教委の云々ということを言われましたけれども、学校に常駐させるぐらいにして、やはり新たなこうした問題に対応できるよう、やはり地域で情報を共有するような仕組みづくりをしていく必要があるんじゃないかと、専門家のこういった指摘もあります。

対応する、例えば警察とか県教委の専門家であれば別ですが、なかなか学校の中の教師という人 たちだと、年齢層の幅もあり、得手不得手といいますか、得意な人もあれば苦手な人もあったりし て、なかなか現状では一律に指導するということが難しいんではないかなということを思います。

そうした中で、やはり義務教育の中で、より充実したそういった授業時間の確保や専門知識のある人たちの活用ということが必要だというふうに思いますが、その現状は先ほどお話いただきましたが、その対応策といいますか、そういったことがとれないかなということを思うんですが、教育長のお考えをお伺いしたいと思います。

## 〇議長(清水敏夫君) 教育長 青木修君。

○教育長(青木 修君) インターネットを通じたサービスというのは、本当に日に日に新しくなっ

ておりますので、そのことに対応するというのは非常に難しい、正直言って難しい現状があります。なかなかついていけないというのが現状なんですけれども、現在どうした指導の状況であるかということについて、まず先ほども少し触れましたけれども、お答えをしたいと思いますけれども、まずは郡上市の教育委員会として子どもたちがそういったインターネットも含めてどういう利用の状況であるかということについて、これまでは県の教育委員会の調査に頼っておりましたけれども、市の教育委員会としても独自にきちんと調査をすべきだろうというふうに思っております。

そうした上で郡上市の子どもたちがどういう使い方をしているのか、あるいはどういう問題に直面しているかというのを的確に把握をしていきたいと思っております。

そうしたことを踏まえて、一つとしてこれはもう既に今やっていることですけれども、小学校では総合的な学習の時間ですとか、あるいは学級活動の時間にインターネットの使い方ですとかマナー、そしてその危険性について、これはかなり多くの学校で現にやっております。

それから、中学校につきましては、技術家庭科で情報モラルの学習、これは単位としては三、四時間の単位にはなっておりますけれども、そういった学習をしておりますし、消費者教育にかかわるさまざまな資料が出ておりますのでそうした資料も活用をして、特に情報モラルについて学ぶということを、今まででも行っております。

また、生徒指導主事が中心になって、インターネットの危険性について、これは普段からいわゆる生活指導、生徒指導として、かなりきめ細かくといいますか、うるさいぐらいに指導はしております。

また、文部科学省のほうからもいろいろな資料が出ておりますので、そういった資料をできるだけ効果的に使って研修をしていくということをしておりますが、やはりそれでもなかなか難しいということがあります。

今学校で行われている研修で、新しい目といいますか方向としては、保護者と子どもたちが一緒に、つまり親子で講習を受けるという、そうした学校も少しずつふえてきております。中学校では携帯電話の会社から専門の講師をお招きして、保護者の方を対象にして研修を行いました。

例えば、八幡中ですとKDDIから講師を呼びまして、これは親子の講習をやっておりますし、 大和中はauから講師を呼びまして、これも親子の研修をやっております。

小学校でも、これもだんだん実施するところがふえておりますけれども、八幡小はNTTから講師を呼びまして5年生の児童と保護者を対象にした講習、それから大和北小につきましてはKDD I から講師、これは子どもたちを対象にした講習をやっているということで、こういういわば専門の方の最新の情報による講習をして、少しでもそういった問題が防げるように今努めているところですし、もう一点は警察等との連携で特に警察のほうにいろんな情報が入った場合は、すぐ学校あるいは教育委員会に御連絡をいただくように、できる限り犯罪につながらないような早めの対応を

するようなことにも努めておりますし、警察の担当者に実際に来ていただいて、ケース会議の中で 御意見をいただいたり、御指導をいただくといったこともあわせて現在行っておる。

ですから、こうした問題については学校関係者が中心になることはもちろんですけれども、先ほどお話したように専門的な立場の方の力をおかりしながら、それこそ家庭と連携をして何とか正しい使い方、効果的な使い方を一人一人の子どもが身につけるように、これからもまた努力を続けていきたいというふうに思っております。

## (11番議員挙手)

## 〇議長(清水敏夫君) 清水正照君。

**〇11番(清水正照君)** 事件が表面化した時点ではもう既に遅いというか、本当にマスコミ等で報道されておることは、本当に結末が報道されておるのが現状だというふうに思います。

やはりそうならないために、やはり学校は学校という範囲の中でしか多分できない部分もあろうかと思いますけれども、やはり子どもたちに対してスマートフォンのこういったものの危険性、また本当に有効に活用できるものは有効に活用できるんだという、こういった認識を広めていただきたいというふうに思いますし、一義的にはやはり親と子との関係だというふうに思います。

やはり買って与える親があって子どもは使うということだと思いますので、やはりそこには先ほど言いましたような親子での、その家庭の中でのルールづくりをしっかりしていただいて、やはりそういった犯罪または危険な行為に巻き込まれないようなことが必要ではないかなというふうに思いますので、やはり学校教育の中ではそういったことをしっかり子どもたち、保護者の皆さんに認識していただくような指導をしていただければということを思います。よろしくお願いしたいと思います。

それとあわせて、市長さん、市には青少年育成市民会議というような大きな組織があって、子どもたちの健全育成のためにこうやっとっていただくわけです。やはりそういった中でも啓蒙、啓発活動はやっとっていただくわけですけれども、やはりそういった中での一つの大きな時代を担う本当に子どもたちが、健全に育っていただくような体制づくりといいますか、とっていただければということを思いますので、これはお願いをいたしておきたいと思いますのでよろしくお願いします。それでは、2つ目に学校給食のことでお伺いをしたいというふうに思います。

学校給食、地産地消を進めておっていただきまして、やはり農産物の取り扱いなどもあろうかと 思いますが、その状況についてお伺いをいたしたいというふうに思います。

ことしの10月でしたか、他市の学校給食に異物が混入しとったというような問題が発生をいたしました。本市でも気をつけんにゃいかんことだろうなというふうに思いますが、やはりこうして学校給食に地産地消を進めておるという、本市の学校給食の状況についてお伺いをいたしたいというふうに思いますが、やはりこのことは農業の振興と消費者の安心安全な食材へのニーズの高まりか

ら、地元で生産された農産物を地域で消費する、新鮮な農産物の活用による地産地消の動きがここ数年来活発になっております。

各地域の朝市は、大変盛況となってきておるというふうに思います。生産直売という形で、学校 給食にも多くの地元農産物が利用されていることと思います。

本市の学校給食センターでは、センター方式というような形をとっておられると思いますが、規模が大きくなり、献立に見合った農産物を、年間を通じて地元生産者から確保することは、いろんな自然環境の影響であるとか、生産規模などによって調達も難しく、地産地消というような意味合いでは需要と供給のバランスといいますか、これだけ欲しいけれどもなかなか間に合わんわいというようなこともあって、苦労されているんではないかなということを思います。

安全で安心して食べられる給食、生徒の健康増進のためにも学校給食の果たす役割というのは、 今後ますます重要になってくるんじゃないかということを思います。

そこで、学校給食での地元農産物の利用状況、また納入農家数とその形態、これは個人としての取引をされておるのか、また個人が集まってグループなのか、法人としてやられているのか、その辺の形態とそれぞれの生産規模といいますか、何ヘクタールぐらいやっているとかということを、あわせて納入の農産物の規格、農薬の使用の有無など、そういった品質基準ですか、そういったものが設けてあるのか、その辺の実態をお伺いいたしたいと思います。よろしくお願いします。

## 〇議長(清水敏夫君) 答弁を求めます。

教育次長 細川竜弥君。

## **〇教育次長(細川竜弥君)** それでは、お答えをさせていただきます。

1点目でございますが、平成24年度の学校給食で使用されました野菜、それから果実、果物でございますが、野菜、果実の全量につきましては9万1,375キロ、このうち県内産でございますが3万2,073キロ、全量のうちの35.1%を占めております。

さらに、そのうちの郡上市内産でございますが、これは1万8,709キロ、全量に対しまして 20.5%というようになっております。

市内産の使用割合でございますが、平成22年度につきましては17.3%、平成23年度につきましては18.4%、平成24年度は今申し上げましたとおり20.5%ということでございまして、わずかずつではございますが伸びてきております。

2点目に御質問のございました納入者につきましては、個人農家が26人、団体は9団体でございますが、この団体の内訳につきましてはNPO法人が1、生産出荷組合が3、有限、株式会社等が5ということになってございます。

生産規模につきましてはそれぞれ把握をしておりませんが、個人農家へのアンケート調査結果では、ネギ、ジャガイモ等の学校給食への年間出荷量でございます、年間の学校給食との取引量でご

ざいますが、140キロから1,100キロというようなことで非常に大きな開きがございましたが、ただし、これは学校給食との取引でございますので、議員が先ほど申されましたとおり朝市へ出荷をしてみえる方、それから地元スーパーの地場野菜のコーナーへ出荷をしてみえるというような方がございまして、そちらへも出荷をしてみえますので、そこそこの生産規模は持って出荷をしとっていただけるというふうに考えております。

それから、農産物の、この持ち込まれる農産物の規格でございますが、野菜の種別ごとに現在15種類ございますが、例えば大きさの基準でありましたり、あるいは出荷時、納品時の注意、あるいは出荷できないものというようなものが定められておりまして、例えばジャガイモでございますと大きさとかの基準が1個150グラム以上で、土を落として乾かしたものといったような注意がございます。

それから、病害虫の被害がないもの、あるいは芽が出たものについては出荷ができませんと、お 受けできませんという表現になりますが、というような規格となってございます。

それから、全体としましての注意事項としましては、例えば農薬の使用でございますが、これにつきましてはその使用基準でございます。使っていい種別の野菜というのがございますので、あるいはその量というのがございます。これを、使用基準を遵守していただくこと、それから適正管理に努めることということで、特に農薬散布等をされましたときには、その使用状況を記帳していただくということをお願いしておりまして、肥料につきましても同じくでございますが、こういった肥料、農薬の散布などの栽培履歴を、記録でございますが、これを場合によっては提出をしていただくことがありますのでお願いしますというようなことがお願いしてございます。

それから、あと注意でございますが、学校給食に納品される際には専用のコンテナでお願いしたいといったようなこともお願いしておりますが、例えばあきのダンボールを使われる際にも食品以外のものが入っているもの、例えば農薬が詰まっておったものですとか、あるいは肥料とかといったような、そういうものが付着するような恐れがございますので、食品以外のものが入っていたものは使用をされないようにお願いしたいといったようなことをお願いいたしまして、納入者の方に周知をさせとっていただくというところでございます。

### (11番議員挙手)

#### 〇議長(清水敏夫君) 清水正照君。

**〇11番(清水正照君)** やはり農家の皆さんも一生懸命農地を守っていただいて、農産物の生産に 多くの方が、また年配の方々がやはり取り組んでみえるのかなということを思います。

やはり地産地消で、本当に新鮮な安全で安心して食べれる農産物を提供していただくことは、本 当に大切なことだというふうに思います。

今、品質基準とかそういった規格もしっかりつくってあるという中で、やはり限られた調理員、

やはり限られた時間の中で、学校では給食時間がきますんでそれに間に合わせようと、やはり一生 懸命やってみえるというふうに思いますが、やはりふぞろいのものが入ってくると、なかなか調理 に手間がかかったりするというふうに思います。

やはりそういったものについては、もう規格以外というものについては受け付けないという方向でやってみえるということでよろしいですか、ちょっとお伺いします。

- 〇議長(清水敏夫君) 教育次長 細川竜弥君。
- ○教育次長(細川竜弥君) その件でございますが、それぞれの給食センターのほうに確認をいたしまして、現在では規格外のものは、余り異常に大きいものとか小さいものとかといったようなものを持ち込まれるということは、ほとんどないそうでございます。

たまにございましても、そのときはその量だけまず受けさせていただいて、次回からこういう規格のものでお願いしますということで、もう次回からはそういうふうにしていただけるということで、ほとんどその規格外のものが持ち込まれて、調理に支障を来すということはないそうでございます。この点は確認させていただきました。

## (11番議員挙手)

- 〇議長(清水敏夫君) 清水正照君。
- **〇11番(清水正照君)** 本当に子どもたちの健康という部分で、給食は本当に大切なことだという ふうに思います。

それとあわせて、やはりこういった地域の食材をいかに有効活用していくかということも、今ほど野菜、果実、そういったものの中で、市内では20%を超えて利用していただいておるようですけれども、やはり給食の献立を作成するのが毎月ですか。

やはりそういったところで農家とのいろんな契約をされて、やはり今以上に活用をしていただければ、地産地消を進めていただければいいかなということを思いますので、その辺また御検討いただくようお願い申し上げ、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長(清水敏夫君) 以上で清水正照君の質問を終了いたします。

### ◎散会の宣告

○議長(清水敏夫君) これで本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

長時間にわたりまして御苦労さまでした。各位には御協力ありがとうございました。

(午後 4時09分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 清水敏夫

郡上市議会副議長 武 藤 忠 樹

郡上市議会議員 清水正照

郡上市議会議員 上田謙市